

決算特別委員会

I　日　時　令和7年11月28日（金）

午後1時00分開会

午後3時04分休憩

午後3時14分開議

午後4時37分閉会

II　場　所　大會議室

III　出席委員

委員長	山本　　徹
副委員長	瘧師富士夫
理事	八嶋　浩久
〃	瀬川　侑希
〃	藤井　大輔
〃	川上　浩
〃	庄司　昌弘
委員	佐藤　則寿
〃	横田　誠二
〃	尾山謙二郎
〃	光澤　智樹
〃	大井　陽司
〃	嶋川　武秀
〃	寺口　智之
〃	鍋嶋慎一郎
〃	瀧田　孝吉
〃	立村　好司
〃	谷村　一成
〃	澤崎　豊

〃	大門	良輔
〃	安達	孝彦
〃	針山	健史
〃	種部	恭子
〃	岡崎	信也
〃	亀山	彰
〃	川島	国
〃	山崎	宗良
〃	井加田	まり
〃	筱岡	貞郎
〃	火爪	弘子
〃	宮本	光明
〃	五十嵐	務
〃	中川	忠昭
〃	鹿熊	正一
〃	米原	蕃

IV 出席説明者

知事	新田	八朗
副知事	藏堀	祐一
副知事	佐藤	一絵
知事政策局長	川津	鉄三
危機管理局長	中林	昇
地方創生局長	滑川	哲宏
觀光推進局長	宮崎	一郎
交通政策局長	田中	達也
経営管理部長	田中	雅敏
生活環境文化部長	杉田	聰
厚生部長	有賀	玲子
こども家庭支援監	川西	直司
商工労働部長	山室	芳剛

農林水産部長	津田 康志
土木部長	金谷 英明
企業局長	牧野 裕亮
教育長	廣島 伸一
警察本部長	高木 正人

V 会議に付した事件

1 付託案件の総括質疑

VI 議事の経過概要

1 付託案件の総括質疑

(1) 質疑・応答

大門委員

- ・能登半島地震からの復旧・復興等について
- ・県立中央病院の経営状況について
- ・子育て施策の推進について

岡崎委員

- ・能登半島地震からの復旧・復興について
- ・災害に対応した人員をはじめとした県庁体制について
- ・県立中央病院の経営状況について

火爪委員

- ・能登半島地震からの復旧・復興について
- ・物価高から県民生活を守る課題のなかから
- ・クマ対策推進事業について
- ・あいの風とやま鉄道と地鉄線について
- ・県立高校の環境整備について

佐藤委員

- ・産業経済の活性化について
- ・子育て・健康・福祉施策について
- ・共生社会の構築について

安達委員

- ・能登半島地震からの復旧・復興について
- ・物価・人件費上昇への対応について
- ・県行政の円滑・効率的な運営について
- ・地域の活性化と県土の保全について

山本委員長 それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

大門委員、あなたの持ち時間は40分であります。

大門委員 決算特別委員会総括質問トップバッターを務めます大門良輔です。

私からは、能登半島地震、そして県立中央病院、そして病児保育の広域化について御質問していきたいと思っております。

令和6年度を振り返りますと、やはり能登半島地震が最大の出来事だと思っています。本県では、観測史上初めて震度5強を観測し、津波警報も発令され、県民が一斉に避難をいたしました。家屋の被害は一部損壊を含めると2万棟を超える、道路や上下水道、そして漁港などのインフラも甚大な被害を受けました。また、液状化も各地で発生し、昨日、液状化の地下水低下工法による維持費の将来的な住民負担はゼロとする方針も示されました。地域住民との合意形成など、まだなお課題が残されている状況を感じております。新田知事は、能登半島地震からの復旧・復興を最大の使命と位置づけまして、3年間のロードマップを策定し、災害復旧に取り組んでおられます。令和6年度は、その初年度として、本格的な復旧工事が進められた年でもあります。

そこで、まずは能登半島地震の復旧・復興に関するインフラ整備についてお伺いをいたします。

委員長、ここでデジタルサイネージの許可をお願いした

いと思います。

山本委員長 許可いたします。

大門委員 これは令和6年度の当初予算で発表されました工事関係の予算と、11月補正、そして1月、2月補正が入った16か月予算となっております。この表を見てみると、当初予算では、例年と同様600億円の予算が計上されており、16か月予算を見れば、災害の部分が入ってきておりまして、土木では昨年と比べますと84億円多い115億円、農林では昨年と比較しますと19億円多い33億円となっております。この部分が能登半島地震の部分と、そして、また令和5年にも豪雨災害があり、その予算が計上されているものだと考えています。

そこで、まず今回の能登半島地震における災害復旧工事全体の総事業費は幾ら見込んでおり、令和6年度に実施されました災害復旧工事関連の実績はどうだったのか、また進捗率を併せまして金谷土木部長にお伺いをいたします。

金谷土木部長 県が管理いたします公共土木施設の被害報告箇所数は、全体で118か所、災害復旧事業費は、災害査定決定額ベースで約104億円となっております。これは全体であります、それを各年度ごとに実施をしております。令和6年度末時点の執行状況につきましては、被害箇所数、118か所のうち小矢部市内山地内の国道359号や、射水市橋下条地内の二級河川下条川など、全体の約8割となる93か所で工事を発注しております。その発注額は、災害査定決定額ベースで全体の約7割となる約69億円となっている状況です。

大門委員 能登半島地震による復旧・復興の約8割の工事箇所で発注され、発注額は約7割ということでありました。

災害が発生しまして災害査定があり、そして設計、そしてやっと工事が発注される段階になると思っておりまして、

この7割以上の発注額、そして件数でいうと8割ほどの発注があったということは想像よりも非常に早いペースで発注が進められたと感じました。この工事に御尽力いただいた皆さんに本当に敬意を表したいと思います。

また、この発注ペースですけれども、進捗率は別だと思っておりますが、ロードマップに沿って進捗率が上がっていくようになると御尽力いただきますようお願いしたいと思っています。

またその一方で聞こえてくるのが、被災地の現場が大変忙しいということで、人手不足もあるかと思いますけれども、入札の不落が起きていることであったり、また、土木センターの人手不足による工事の発注の遅れなども生じているとも伺っているところであります。また、それに併せて繰越ししなども生じてきていることが予想されるわけであります。

そこでこの災害復旧工事における繰越しの状況と、また不落の発生状況とそれに対する対策について金谷土木部長にお伺いしたいと思います。

金谷土木部長 能登半島地震の災害復旧工事につきましては、令和6年1月の専決処分、それから2月議会で補正予算を計上し、また同額の繰越明許費も計上しております。令和6年度当初予算と併せまして復旧・復興に迅速に取り組んでいるところであります。

令和6年度から7年度、今年度への繰越しは、下水道など地元自治体管理の復旧工事との調整などが主な理由です。今年10月末現在の進捗は、県管理施設の約9割が今年の10月末時点で契約済みであり、そのうち5割が完成しておるという状況です。

一方、災害復旧工事を含む県発注公共工事における過去3年間の不調・不落の発生率では、令和5年度は6.7%、

6年度は6.9%、そして今年度は10月末時点で8.9%と増加傾向にあるのが現状です。その主な要因は、災害復旧工事の本格化による建設業者の手持ち工事の増加や、現場代理人など技術者が不足していることによるものだと承知しております。

このため、災害復旧工事では、現場代理人の兼務の可能数を2件から3件に緩和し、技術者不足への対応と受注機会の拡大を図っておりますほか、今年2月からは当分の間、電子入札の案件を対象に、災害復旧工事で多数を占めます指名競争入札におきまして、一者入札を特例的に有効としまして不調・不落件数の減少に努めております。

今後とも関係団体、市町村との連携を密にして、地域ごとの受注環境をよく把握し、工事規模や施工時期、工事の優先度を考慮の上、場合によっては先送りも含め工期を適切に設定するなど、きめ細やかな発注管理を行いまして、災害からの復旧・復興に努めてまいります。

大門委員 先日、建設業協会の皆さんと意見交換をさせていただきました。やはり人手不足が非常に顕著になってきているという話もありました。そういういた入札の不落を防ぐために、現場代理人の兼務可能数を2件から3件にしていただいた。また発注を平準化して、不落がないよう努めていただきたいですし、来年はロードマップの最終年になりますので、しっかりと工事が進むように御尽力をお願いしたいと思っております。

そして、この令和6年度は例年の公共工事の発注量に加えまして、予算ベースで84億円多く、県全体を見てみれば1割以上の事業費が増加し、極めて忙しい年だったと考えています。その一方で、災害が発生していなかった地域からは、通常の工事量が例年よりも少なかったのではないか、また、被災地の復旧工事が優先され仕事が回ってこなかっ

たのではないかというような声も伺っており、地域別の仕事の偏在が懸念されます。

その要因は2つあると思っておりまして、予算上は従来どおりの工事量が確保されていますが、災害復旧を優先するため、土木センター内の人員の応援などがあり、思ったより発注ができなかつたのではないか。そしてもう一点は、物価高の影響により事業費が圧迫され、工事量の発注量が減っているという点であります。やはり地域の建設業者の扱い手確保の観点からも、適切な工事量の確保は欠かせないと思っております。

そこで、災害復旧工事を除いた通常の工事について、各土木センター別の発注額は前年度と比べてどのような増減になっているのかお伺いします。

金谷土木部長 令和6年度の土木部所管の工事発注額は全体で約690億円で、令和5年度から約70億円増加し、そのうち約61億円が災害復旧費となっております。この災害復旧費のうち増加額が一番大きいのは氷見土木事務所であります。前年度4,800万円から約10億円強と、増額となりました。8土木センター・事務所の平均で約2.7倍となるなど、職員が一丸となって復旧、そして復興に向け取り組んでおります。

そして、お話をございました災害復旧費以外の一般公共・主要県単独事業の契約額を見てみると、入善土木事務所で事業完了に伴い箇所数が減少したことで、前年度比約3億円の減額となっておりました。そのほかは、いずれの所属も契約額を見ますとおおむねであります。同水準で推移しているのが現状でございます。災害復旧にかかる事業費は増えておりますけれども、お話をありました他県からの応援に加え、県東部から被災した県西部の所属を職員が応援する対応を行っております。こうしたこと

で予定していた事業をそれぞれ進めているものと考えております。引き続き効果的な事業の進捗と計画的な予算執行に努めてまいります。

大門委員 今の答弁を聞きますと、入善土木センターに関しては大きな工事が終わって、がくんと工事量が減っているという状況ですけれども、ほかの地域に関しましては、ある程度の工事金額を執行できたということで、災害が起き大変忙しい年ではあったけれども、各地域満遍なく仕事ができたという認識かと思います。

そうすると、もう一つの懸念、物価高による工事量の減少という大きな懸念があると思っております。

令和6年度は公共工事における設計単価や資材単価の見直しが数回ほど行われまして、1年を通して工事の価格が大きく上昇していると感じています。特に人件費や資材高騰によって同じ予算規模であっても実際に発注できる工事量が減少している可能性は十分にあります。

そこで、まず令和6年度における工事関連の資材高騰が平均どの程度あったのか、また、令和5年度と6年度におけるこの県発注工事の件数の推移について、金谷土木部長にお伺いをいたします。

金谷土木部長 県の工事では、毎月実施しておる資材価格の調査を踏まえまして設計単価に反映しております。具体的な単価の状況ですけれども、令和6年4月からの1年間でみると、上昇している資材の例としては、軽油で約9%、生コンクリート及びアスファルト合材で約11%、砕石は約16%上昇している一方で、鉄筋は約5%下落している状況がございます。

先ほどお答えしましたとおり、県内の全体の契約額は増えておりますが、発注件数は令和5年度が1,449件でありました。令和6年度は1,308件と減少している状況にござ

います。

大門委員 令和5年度が1,449件、そして令和6年度が1,308件ということで、大体140件ほどの減少ということです。先ほどこの予算も見て分かるとおりですけれども、工事金額が年間1割ほどアップをしている中で、この工事件数が1割減少しているということあります。となると、やはりこの差というのは非常に大きいと考えておりますと、工事の物価高において、もしこの災害がなければ2割ほど物価高の影響で工事の件数が減っているということではないのかと思っています。

よく部長は、県全体としては従来と同等の工事金額を確保したということを議場などで言っておられましたけれども、これだけの発注件数が減少したということを見ますと、本当にこの物価高の中でこれまでいいのかと大変疑問に思うわけであります。災害の復旧・復興に関する工事があった地域は、入札の不落もあったりと大変忙しかったかもしれませんのが、その裏では、災害のなかった地域では、この物価高の影響で仕事が減少しています。そのことが県民の安心・安全を支えるインフラ整備のスピード低下にもつながりかねません。新田知事はよく令和のニューディール政策と言っておりまして、公共工事における経済の下支えを明確に示されております。

また、令和8年度、来年は、能登半島地震からの復旧・復興ロードマップの最終年でもありますと、災害から立ち直った富山県の姿を県民に示す重要な年でもあると思っております。だからこそ、災害復旧のための予算は十分に確保しつつ、同時にこの物価高にも対応した通常のインフラ整備の予算や工事量も十分に確保していかなければいけないと思っておりますけれども、新田知事の見解をお願いいたします。

新田知事 激甚化、頻発化する自然災害や、インフラ老朽化から県民の生命・財産を守り、県土強靭化を進める令和の公共インフラ・ニューディール政策を着実に推進するためには、資材価格や労務費が高騰する中でも、必要かつ十分な事業費を安定的・持続的に確保することが必要だと考えます。

先月29日には、日本海沿岸地帯振興連盟——日沿連と称しておりますが、その会長として上田国土交通大臣政務官に資材価格や労務費の上昇を踏まえ、通常予算とは別枠で十分な事業費、事業量を確保するよう要望してまいりました。

また、現在新たな総合計画を策定中ですが、12の政策分野の一つに「インフラ・県土強靭化」を位置づけまして、緊急輸送道路などのレジリエンス強化、また、インフラの耐震化や老朽化対策、そして治水・土砂災害対策などを推進することにしています。さらに県の令和8年度当初予算編成方針では、政策分野ごとに成果目標の達成に寄与する事業を優先することにしています。

このような中で、21日に総合経済対策が閣議決定され、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組を着実に推進するとともに、労務費や資材価格の高騰の影響などを考慮し、初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置すると明記をされています。これは本県が進める令和の公共インフラ・ニューディール政策推進にとって後押しになると考えております。国の補正予算成立後、早期に執行できるように準備を進めます。

大門委員 国の予算もしっかりと確保しながら進めていくことは非常に大事だと思っております。ただ、これだけ物価高がありまして、これだけの工事の件数が減少しているということは、建設業界にとっても大変厳しい状況にあると

感じております。ですので、工事量をしっかりと積み増しをした上で、件数が増えるように来年度予算もしっかりとチェックをしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問にいきたいと思います。次は病院のことでございます。

令和 6 年度における大事な出来事の中に、病院の経営悪化がありまして、赤字が顕著になってきたことが挙げられます。これまで新型コロナウイルス感染症に伴う国の支援金があったことで、一定の黒字を維持してきましたが、その支援が終了したことに加え、急激な物価高、そして人件費の高騰が重なり、経営を大きく圧迫しております。

富山県立中央病院におきましては、コロナ禍前に関しましては、平成 29 年が 2,400 万円の黒字、そして平成 30 年は 1,300 万円の黒字でございました。今、このデジタルサイネージで出させていただいたのは、令和 6 年度の損益計算書でございます。これをいろいろと見ていただくと分かるとおりでありますけれども、令和 5 年度、売上げが大体 297 億円、そして 5.3 億円の赤字となっています。そして、令和 6 年度は 300 億円の売上げに対しまして 16.9 億円、約 17 億円の赤字になったというような状況であります。

令和 6 年度に関しましては、1 人当たりの診療単価は上昇しているのにもかかわらず、赤字に転じたのは、給与費が 8 % アップしまして、約 10 億円の経費が上乗せされたこと、そして材料費も 3 % アップしまして 3.7 億円、昨年よりも多く経費がかかっており、影響が出たと考えます。

県では、他会計補助金ということで繰入金を出しておりまして、令和 5 年度が 15.3 億円、そして令和 6 年度が 13.4 億円が投入されております。まず、この一般会計から繰入金を算定する際の基準はどうなっているのか、そして、こ

の一般会計から繰入金のうち国から地方交付税として県に返ってくるお金があると考えていますけれども、その金額について蔵堀副知事にお伺いをしたいと思います。

蔵堀副知事 公立病院は、地方公営企業法に基づきまして独立採算が原則とされております。ただ、救命救急医療など経営に伴う収入だけでは客観的に運営していくことが困難と認められる経費につきましては、一般会計などで負担するということにされております。こうした経費負担区分ルールとして繰出基準が国において毎年度定められているところです。各自治体においては、当該基準が定めます基本的な考え方方に沿いつつ、個々の病院の実態にも配慮しながら繰出金を積算しております。

県立中央病院に関しましては、具体的には、救命救急医療、精神医療、周産期医療などその性質上能率的な経営を行っても採算を確保することが困難な不採算部門につきまして、国の交付税措置の算定で用いられます基準額と、また各部門收支差額のいずれか低い額で繰出金を算出いたしております。これらの不採算部門に係る昨年度の繰出金は約7億3,000万となっております。このほか高度医療にかかる経費、病院事業債の元利償還金の一部、職員の児童手当に要する経費などにつきましても、必要額を計上しまして、これらを含め令和6年度決算では全体では中央病院につきましては約13億4,000万円、これを繰り出したところです。

なお、国からは一般会計の病院事業会計に対しまして繰出基準に沿って繰り出しを行った場合は、公立病院を設置している自治体に対しまして普通交付税、または特別交付税による措置がなされております。

大門委員 今ほど、繰出金の内容についていろいろ御説明がありましたがあが、国からのお金というのは、7億円程度で、

あと残りのお金は県の単独予算として入れているということでおよろしいですか。

蔵堀副知事 交付税で理論的に算定される額については、令和6年度で合計で約20億円になります。ただ、県が病院会計に出しておりますのは、中央病院については13億4,000万円、そのほかリハビリテーション病院・こども支援センターに出しておりますのが約8億5,000万円、合計で約22億円ですから、交付税措置が20億円で、県がお出しするお金は合計で22億円、中病とリハ病に出しておりますということになります。

大門委員 今の説明によりますと、県立中央病院の関係での国からの交付税は20億円程度ということで、リハ病も含めると22億円、県が繰出金を入れてるので、手出しといいますか、県の真水の金額は2億円であるということですか。

蔵堀副知事 20億円の交付税措置に対して22億出していますので、県の純粋な負担といいますか、それは2億円になります。

大門委員 リハ病含めてですね。

蔵堀副知事 はい。県立中央病院に20億円の措置があるわけではなくて、理論上は県立中央病院とリハ病分合させて20億の交付税措置となっています。

大門委員 すると、県としては大体2億円ほどの真水、県単の予算でこの2つの病院を支援している状況になるということが分かりました。

県単独で出している金額がもっと大きいのかなと想像していたのですけれども、2億円ということで、1割を県で出していたということが分かりました。

そういう意味でも、今回コロナ禍前までは経営が赤字にならない程度に繰出金を入れていたかと思っていますけれども、今回大きな赤字となり、その前提が大きく変わっ

たのかと思っております。

デジタルサイネージの資料を見てほしいのですけれども、県立中央病院の貸借対照表ですが、資本が118億円から102億円と減少しております、今回の赤字分16億円がそのまま資本を食い潰している計算にもなります。

さらに、人件費の高騰や、依然と続くこの物価高を考えますと、この資本を下手をすれば三、四年で食い潰してしまう可能性もあり、そうなると債務超過になる可能性も否定できないと思っています。

県立中央病院は、県民を守る最後のとりででありまして、政策医療としての採算性の低い診療科を担っており、これを支えつつ安定した病院経営が必要だと思っています。この県立中央病院が今後も安定的な運営を続けるためには、財政状況の改善や自己資本比率の確保など健全な経営基盤が不可欠だと考えますけれども、県としてこの病院がどのような経営状況であることが最適だと考えておられるのか、その認識について有賀厚生部長にお伺いします。

有賀厚生部長 まず、経営状況ということで県立中央病院の昨年度の決算は、人事委員会勧告に伴う人件費の増加や物価高騰が急激に進んだということ、そして令和6年度診療報酬改定において費用高騰に見合った改定がなされなかつたこと等が要因となり、約17億円の赤字となったところではございます。

今年度については、経営改善に向けた取組を進める中で、上半期の診療報酬については外来患者の増加等により前年度比で増加はしている一方で、今後、令和7年度の人事委員会勧告に伴い給与条例が改正された場合、給与費がさらに増加することから、さらなる赤字幅の拡大が見込まれるところです。そして、今後もこうした状況が数年にわたり続くということになれば、御指摘のとおり債務超過に陥る

懸念が現時点ではあるということになります。

こうした中、現状としてですが、中央病院では院長をトップとする対策本部の下、4つのプロジェクトチームを設置しまして、全部門・診療科が一丸となった経営改善の取組に着手をしております。現在まで延べ16回のプロジェクトチーム会議を開催しまして、3回の対策本部会議を経て18プロジェクトが始動しているところですけれども、こうした取組は、よく頑張ってもらっていますけれども、実際に効果額として年間数億円にとどまる見通しでございます。

このため、今後はさらに個室利用料や文書料などの各種手数料の引上げや、病床数の適正化を進めるなどさらなる経営改善に向けた取組の強化が必要な状況であると考えております。

大門委員 プロジェクトチームで数億円改善されるということですが、この人事委員会勧告でまた給料が上がる可能性があったりと、いろいろな可能性がありますけれども、やはりそうなると赤字幅はなおさら大きくなる可能性は大いにあると思っています。

11月定例会で、補正予算で33億円の貸付という補正予算案の説明もございました。33億円が入ることで、デジタルサイネージの資料の貸借対照表をみていただくと、固定負債と流動資産に入るものと思っておりますけれども、今回の貸付では、赤字の改善にはならないと思っておりまして、1年で16億円の赤字だったことを考えますと、2年で赤字分の33億円はなくなってしまうことになります。やはり赤字を減らしていくことが非常に大切なことと思っております。

今ほどいろいろと答弁がありましたが、病院の経営を改善していくためには、やはり診療報酬の改定——来年行われますけれども、どれだけ行われるのかであったり、一般

会計からの繰出金を増やすこと、そして地域医療構想を含めた病院の機能の役割分担を見直すことしか私はないと思っています。

診療報酬の改定でこの赤字分を全てカバーするには、約10%アップの改定が必要だと言われているので、なかなか厳しい状況にあると思っています。前回の改定は0.8%でした。

そして、また地域医療構想も構造的な改革が必要ですのでは、やはり時間はかかってしまうと思います。また、高市政権でも病院経営が厳しいということで、補正予算をいろいろと検討していると聞こえてきますけれども、やはりこれもどうなるかまだ分からぬ状況であります。

やはり、そうなるとこの赤字改善をしていくためには、この繰出金が必要ではないのかと思っております。令和6年度におきましては、約13億円の繰出金が投入されております。先ほど国から、リハ病も含めてですけれども、20億円が地方交付税として入ってきているということ、県として真水としては2億円のお金をおしておるということでしたので、まだそこには余裕があると思っております。いろいろ他県の状況を調べてみると、やはり政策医療として県民の命を守るために、県として県単独で10億円出している地域もあると聞いています。だからこそ、こうして県民の命を守るのだということをしっかりと明確に打ち出すためにも、繰出金の増額ということは必要と思っておりますけれども、新田知事の御所見をお伺いします。

新田知事 昨年度の全国の公立病院の決算では、約9割の病院が赤字となっています。県立中央病院に限らず、全国の病院において経営改善に向けてそれぞれ懸命な努力を続けているところです。しかし、現行の診療報酬体系では医療の材料費や人件費の急激な高騰といった目下の病院経営課

題に対して対応し切れていない、このことは病院の経営努力だけでは解決が困難な構造的な問題と認識しています。

このため、持続可能な医療提供体制を維持していくために、全国知事会や地方六団体においても、国に対し物価高・賃上げを反映した診療報酬の改定など適時適切な措置を緊急に講じるように提言を行っているところです。

こうした中で、先週21日閣議決定の国の総合経済対策では、医療・介護の経営改善や医療従事者などの待遇改善を支援するための医療・介護等支援パッケージに加え、令和8年度診療報酬改定に関し、特に高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の待遇改善などに留意しながら実施することが盛り込まれました。本県では、この病院事業会計に対する一般会計からの繰り出しについては、こうした国の総合経済対策の内容や、令和8年度の診療報酬の改定状況、今後の地域医療構想の実現に向けた議論なども踏まえつつ、県立病院として担うべき役割や将来の見通しを見極めた上で、対応を検討していきたいと考えております。

当面の間の資金繰りとして、今議会に上程しているとおり、委員にも言及いただきましたが、中央病院においては新たに経営改善推進事業債を活用して、さらなる経営改善の取組を進めることと併せまして、一般会計からの無利子貸付けにより財務基盤の強化を図り、県民への医療サービス提供に支障が生じないように万全を期していきたいと考えているところです。

大門委員 今、知事から言わされたとおり今回の33億円の貸付けで資産が増えたということになりますけれども、やはり根本的にこの赤字経営をどうしていくかということが非常に大事だと思っております。繰り返しになりますけれども、繰出金に関しては、まだまだ県として支援をする余力はあると考えております。ですので、しっかりと県民の命、

生命を守るためにも、県立中央病院はやはり富山県内で一番の病院だと思っておりますので、それを守る覚悟を持って、病院経営を行っていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

次に、この令和6年度7月から富山広域圏の富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村を除く10の市町で病児保育の広域化がスタートしまして、同時に予約システムのデジタル化も進められました。この仕組みは、子供を預ける際、職場の近くの施設を利用できる点で利便性が高く、仕事と育児の両立を支援する重要な施策です。そこで、令和6年度における他地域へ子供を預けた実績や、各市町村での聞き取りをしてどのような課題や意見があったのか、川西こども家庭支援監にお伺いをいたします。

川西こども家庭支援監 昨年7月から開始をいたしました10市町間での広域受入れの昨年度の利用実績につきましては、病児・病後児保育全体では延べ2,310人に対して、広域利用をされた方が424人でありました。これは全体の率で表しますと18.4%に当たります。また、広域受入れに参加しておられない富山広域連携中枢都市圏内におきましても、県域外の利用者を受け入れている施設が一定数ございますので、これらを含めますと、県全体では延べ6,646人のうち838人、率にしますと12.6%の利用となっております。

広域受入れの利用者からは、勤務先付近の施設に預けることができるですか、通勤途中の施設に預けることができるなど、選択肢が増えたことを評価する意見があると承知しております。富山広域外の県民の皆様からは、富山広域内の施設を利用したいという声も聞いているところでございます。

また、富山広域以外の市町村からは、全県での受入れ体制を求める声も聞いておりまして、広域利用には一定のニ

ーズがあると認識しております。さらなる広域化を進める必要があると分析をしております。

山本委員長 大門委員、持ち時間が少なくなっていますので、質問は簡潔に願います。

大門委員 広域利用が全体の18%ということで、非常に多くの方が広域で利用されたと思っております。最後は全ての市町村で広域化を進めなくてはいけないと思うのですけれども、その課題を含めて、今後どう進められるのかお伺いをしたいと思います。

川西こども家庭支援監 広域受入れを実施するために、昨年7月から10市町において、病児・病後児保育の委託料について自治体間で精算する広域体制を構築しておりますけれども、以来、全県での広域受入れの実施に向けて、市町村をまたいだ利用実態や広域体制の課題等についてワンチームとやま連携推進本部会議のワーキンググループなどにおいて、全市町村で情報共有をしてきておりますほか、富山広域圏5市町村と個別に意見交換も行っているところでございます。

実態といたしますと、富山広域圏内の市町村には、広域受入れ自治体同士が委託料を精算する仕組みは現在無いのですが、圏域外の利用者を受け入れている施設も一定数ございます。県としましては、こうした状況も踏まえながら、富山広域圏内の市町村にも委託料を精算する広域体制の中に入っていただけるよう継続して協議を行い、利用者がより利用しやすい広域受入れ体制となるよう取り組んでまいりたいと思います。

山本委員長 大門委員の質疑は以上で終了しました。

岡崎委員、あなたの持ち時間は40分であります。

岡崎委員 お疲れさまです。立憲民主党からの総括質疑を行います。

今程、大門委員からも質問がありましたが、やはり令和6年度決算では、能登半島地震からの復興支援や対応は外せない大事な項目ではないかと考えております。また、それに対応するための県庁の体制についても、これは外せないと思っております。こうしたことを中心に申し上げていきたいと思っております。最後に中央病院についても少し触れたいと思いますが、大門委員がかなり質問されましたので、少し違った切り口で質問させていただきたいと思っております。

まず、能登半島地震からの復旧・復興についてでございます。委員長、資料を掲出してもいいですか。

山本委員長 はい、許可いたします。

岡崎委員 これは令和6年度の6月補正予算で知事が大変力強く押し出された宅地液状化等復旧支援事業の資料です。これについて少しお伺いしたいのですが、この事業は11億5,000万円という大変大きな規模がありました。しかし、一方でどうしても政策的なこと也有って、公共事業で地域を限定して復旧作業を進めていく、この検討など也有って、予算があまり執行できる状況ではなかったと考えています。公共工事の判断が下るまで、実質的にこの制度を活用することが停止状態になったという話も聞こえてきているわけです。実は一方では、公共事業の予定地から外れた地域では活用されて、そして、被災された県民には希望を与える制度として評価をされたと考えてもいます。

また、このスピード感ということで、県民の中にはこうした公共事業や、あるいはこの宅地液状化等復旧支援事業などにもかかわらず、個別で対応されたお宅もありますし、私も実際に工事を確認させていただきました。その方の場合には民間保険を活用されまして、600万円ぐらいかかったそうですけれども、全て保険が適用されて持ち出しはなか

ったと聞いていますが、やはり被災をされて一刻も早く通常の生活を送りたいという皆さんにとっては、早く何とかしたいということもあるのは事実ではないかと思います。

県単独事業で制度をつくったということは、非常にいい制度だったと評価をしているわけですが、なぜ執行されなかつたのか。やはりここでしっかりと総括をしておくことが必要ではないかと思います。

また、こうした執行状況から年度末の補正予算では令和6年度の2月補正予算で8億9,000万円の減額もされて、帳尻合わせみたいなこともされたのですが、これも少し疑問に思っています。特に、この復興支援事業は、面的な復旧対策を実施しても住居建設には地質改良が必要ということで、その地質改良にも対応できるメニューをきちんと持っていました。そうしたことからも、繰越明許費を設定をして、減額補正をする必要はなかったのではないかと思っています。

そこで、宅地液状化等復旧事業について、この2月補正において大幅な減額が行われているわけですけれども、減額に至った理由と今後の事業の見通しについて金谷土木部長にお聞きしたいと思います。

金谷土木部長 今ほどお話しいただきましたとおり、宅地液状化等復旧支援事業については、令和6年6月の補正予算で、対象となる被害件数としては300件程度を見込み、1件当たりの補助限度額766万円を想定して、総額11億5,000万円余りを予算化したところであります。被災地と連携しながら実施に努めた結果、令和6年度の補助実績は、令和7年度の繰越しも含めトータルで111件 1億7,699万円となりまして、お話をありましたとおり2月補正で8億9,000万円を減額したところでございます。

その減額の理由としましては、まず300件の見込みに対

し申請が111件にとどまったことがございます。理由を被災市に聞いておりますけれども、面的整備が決まってから考えたいという方、それから、対応してくれる業者がなかなかつかまらなかつたというお話、また公費解体を待っているなどが申請を控えた理由と伺っております。1件当たりの補助限度額766万6,000円で予算化しておりましたが、令和6年度の申請額の平均で1件当たり約320万円の実績でありますと、その差額も生じたところでございます。

見通しでございますけれども、令和7年度、今年度は185件1億8,500万円を予算化しておりますと、10月末までの申請実績は、高岡市、氷見市を中心に105件1億8,033万円となってございます。各被災市では公費解体が進められておりまして、また面的な液状化対策を検討する範囲が示されたことから、来年度も申請が進みまして、被災住宅の復旧につながるものと考えております。

岡崎委員 部長がおっしゃられたとおり、この6月に地域を限定して、被災面積からすると少し小さめの地域限定型のものまで、その工事が対象となる、または、対象になるのではないかという地域も含めて支援されるこのメニューは、非常によいつばをついた制度だったと思いますが、実績が少なかつたということが今ほどの答弁でよく分かりました。6月以降、急にこの制度を利用される方が増えてきたということは、非常によかったですではないかと思っています。

そこで続けて知事にもお聞きをしたいのですが、今ほど言ったように、早く住居を復旧したい、慣れ親しんだ地域に住みたいと考えている住民にとっては政策判断がなかなか定まらない中で、地域を離れざるを得なかつたという現実があるわけです。東日本大震災なども含めて一番課題になったのはばらばらになってしまいます。このことが結構言わされました。高齢の県民の皆さんもいらっしゃいますので、

そういう意味ではスピード感が極めて必要であると思っています。

今、金谷部長がおっしゃられたように、地域を限定して公共工事を使いながら地下水位低下工法によって面的な工事が進められようと計画されているわけです。しかし一方で、私も現地の視察に入りましたが、地域によっては3軒程度しか残っていない、既にだだっ広い土地になっているわけです。そういうところに、公共工事をする場合は、何とかしてここに戻ってもらう、あるいはまちづくりも含めて公共工事をやっていかないと、被災をして、今度公共工事でよくなるのだといつても、なかなか期待が持てないというところもあるのではないかと少し心配するところです。

そのために、宅地液状化等復旧支援事業については、ぜひぜひ引き続きやっていただきたいわけであります。知事には、地域住民のコミュニティーの存続を図るため、宅地液状化等復旧支援事業を積極的に活用していただき、そしてまた、住民の意見を聞いて判断をする必要があったと思いますし、今後もそうしてほしいと思っています。そうしたことについて所見をお伺いをしたいと思います。

新田知事 宅地液状化等復旧支援事業について、御評価いただきありがとうございます。これは、被災した宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復などを支援するために発災の半年後の昨年6月に新しくつくった制度で、これまでに被災市において、令和6年度、7年度合わせて216件の申請を受け付け、被災者の生活再建を後押ししてまいりました。

これと並行して再度の液状化を防止するためには、これまで被災市においては、面的整備について有識者などの見解も踏まえた地下水低下工法を有力な工法として、住民の意向を伺った上で実証実験に向けた準備が進められている

ところです。

液状化被害が発生した地域では、同規模の地震がもしまった発生すると、個別の宅地の対策を実施した住宅であっても、この宅地液状化等復旧支援事業をした家屋でも、再び液状化するおそれがあるとされていまして、将来にわたり安心して暮らすためにも、面的な整備は有効だと考えております。

一方で面的な整備は時間がかかるわけでありまして、宅地液状化等復旧支援事業は面的な整備の実施を待たずに、個別の宅地の地盤改良や傾斜修復に活用いただこうということでつくった制度であります。この面的な整備を検討しているエリアでももちろん活用もされています。慣れ親しんだ土地で住み続けたいと考える住民の皆様に御利用いただけるように、今後も実際の事例などの周知にも努め、宅地液状化等復旧支援事業の利用を促進していきたいと考えています。

引き続き住民コミュニティーが存続されるように被災市と緊密に連携しながら、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいりたいと思います。

岡崎委員 これから公共工事が始まっていくと思います。場所によっては、きちんとまちづくりも含めて新しい復興を目指そうというところも出てきているわけで、県もそういうところを少し後押ししてあげる、また、今立ち退いてしまった場所についても、やはりそういう光を当てるということをぜひお願いしたいと思っています。これから地下水を低下させると、周りにも影響が出るなど、いろいろなリスクが出る可能性もないではないらしいです。そんなことも含めて大変御苦労だと思いますが、ぜひいち早い復興をお願いしたいと思っております。

それでは、次の項目に入ります。

災害に対応した人員をはじめとした県庁体制ということで、少しお聞きをしたいと思っています。

災害対策には、人員体制が不可欠であることは言うまでもないのですが、能登半島地震を経験して今後参考にすべき事象を整理をしておく必要があると思います。特に余裕がある人員体制とは決して言えない中で、災害対応は不慣れで、かつ深刻な現場対応も想定されて大変だったろうと思っています。一方、貴重な体験であり、経験を生かしていくことも重要なと思っております。

デジタルサイネージの図表は令和5年度のものです。細かい数字ですが、能登半島地震の発災後の3か月間の、保健指導を必要とする職員数を少し拾い出してみました。この保健指導が必要とされる方とは、時間外勤務が単月で100時間を超える方、または、2か月平均で80時間を超えているという人たちです。そうすると、やはり防災危機管理課や消防課で、軒並み1月以降でこの100時間を超える人たちが10人以上発生していることですとか、土木部の道路課や、河川課、港湾課、そのほか土木センター・事務所の該当課など、軒並み職員の時間外勤務の実態が明らかになつたわけです。時間外勤務については、月平均、年間平均がよく問題となりますが、私はそれよりも、災害時においては立ち上がりにどのくらい必要なのか、業務量が一気に増えていくというところに対応しておかなくてはいけないのではないかと思います。

また、このような中で、他県から応援いただく人員——被災地の地理感覚がなかなかない方には、できるだけ中に入って別の場所で応援してもらって、地理感覚のある県の職員を被災地に送る、先ほど金谷土木部長もそういう対応されたと言われましたが、そういうことがまず重要だと思っています。

そこで質問ですが、能登半島地震を通じて、時間外勤務の量的な時間数だけではなくて、今言った増加した時期、業務内容などの分析を通じて災害対応について人員体制や部局横断の取組、そしてまた他県からの受入れを含めてどのような災害対応体制の強化を図っていくのか、中林危機管理局長にお聞きします。

中林危機管理局長 能登半島地震発災時には、全部局が一丸となり災害対応業務に従事した一方で、初動時に膨大な業務も発生しました。初動時では、各部局において災害対応に負担の大きかった出先機関等に対して、他の出先機関から職員を派遣するなどの弾力的な対応に加え、他県からの応援も受けながら迅速な対応に努めきました。さらに危機管理局では、令和6年4月に災害時対応の強化や災害対応検証、復旧・復興のための担当職員を増員しました。今年4月には組織体制を見直して、防災危機管理課を防災課と危機管理課の2つの課に分け、企画調整にあたる体制を強化するなど災害に対する組織・人員体制を整えてきたところです。

また、部局横断の取組につきましては、例えば災害対策本部室の立ち上げ訓練をはじめ、県総合防災訓練など様々な訓練を関係部局の職員にも参加してもらい、連携し実施しています。さらに今年度大規模災害発生時に各市町村へ派遣する県職員、いわゆるリエゾンを危機管理局の職員以外であらかじめ定めたほか、本県で内閣府（防災）主催の研修を初めて開催し、若手職員が多く参加するなど、災害時の人員体制の確保・整備に努めています。

今後とも能登半島地震で得られた教訓も踏まえて様々な災害に適切に対応するため、弾力的な人員配置とともに各部局や市町村と連携して災害対応体制の強化に努めてまいります。

岡崎委員 先般、原子力防災訓練が行われまして、危機管理センターの様子も見させていただきました。発生したときの情報共有という点では、このリエゾン会議をすぐ招集されたというのはすごくよかったです。何といってもこの災害対応には、情報を共有することが一番ではないかと思います。それぞれのセクションで情報を共有しながら動いていくことで、少なからず今おっしゃられたような体制強化につながるということが、よく分かりました。

なかなか人員も十分ではない中で、災害に対応していく体制を取らなくてはいけないのは大変だと思うのですが、やはり訓練していないことはなかなかできません。ですから、災害に関する訓練については、どんな訓練でも少しづつやって、職員が仮に関係なくとも関われるようになっていけばよいと思っています。

それでもう一つの質問は、最近言われていますが、災害対応を行った職員に対するケアについてです。これは少し前にマスコミでも言われたわけですけれども、災害対応は非常に過酷であって、心身に障害を訴える惨事ストレスにかかる職員が少なくありません。鳥インフルエンザの災害対応に当たった本県の職員が体の不調を感じたという記事が最近出ていました。過酷な業務に当たる職員の心身ケアに努める必要があると考えています。県民を職員が守り、職員は組織が守るという体制が必要ではないかと思っています。

そこで災害対応に当たった職員の心身のケアについて現状を踏まえてどのように対応するのか、田中経営管理部長にお聞きをいたします。

田中経営管理部長 県では職員のメンタルヘルス対策といたしまして、通常時より毎月二、三回、精神科医などによる

メンタルヘルス相談を実施しているほか、随時保健師による相談も実施しているところです。また予防対策や事後指導のための対策として、2週間にわたる職員メンタルヘルス推進週間を年4回設定して、健康相談室での集中相談を実施したり、また長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師による保健指導、そして年1回全職員のストレスチェックの実施などに取り組んでいるところでございます。

その上で、今御指摘ありました災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の皆様は、業務量の増大や十分に休養が取れないといった状況などによりまして、心身に負担が生じメンタルヘルスに不調を来すということが懸念されると認識しております。

能登半島地震の際には、先ほど申し上げた通常のメンタルヘルス対策に加えまして、災害時におけるメンタルヘルスチェック表を使いまして、心の不調に早めに気づく取組、また、独りで悩まず気軽に相談できるよう産業医等との面談を実施する体制を整えまして、職員に案内をしてきたところでございます。

引き続き職員に対しまして、平常時も含めて気になることがあつたら気軽に相談できる体制を確保して、心身の疾患の予防や早期発見を図るなど、職員が健康で働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

岡崎委員 やはりなかなか言い出せないということもあると思うので、そういったときには、今部長がおっしゃられたチェックシートを使って、組織として判断してあげることが大事だということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、災害といえば地震だけではなく、最近酷暑なども極めて日常的になってきている、常態化しつつある中で、

農業普及員のことを少し切り出して話をいたします。昨今の技術職の採用は非常に難しくなってきておりますが、その以前に、かなり人員を削減した年度があって、今そのツケが回ってきているという現状が垣間見られるようになつてきました。

デジタルサイネージの表は、農林水産部から提供いただいた農業普及員の年齢構成です。左下のグラフを見ていただきますと、30代、40代が大変少ないです。20代は最近一生懸命採用して増えてきていますが、中堅の皆さんがあとんどいないということになっています。そのカバーを50代がしているという職場実態が明らかになっています。今、農業については、お米の価格の問題もありますし、酷暑の中で生産体制をどうやって維持していくか、生産性を上げるかということで、生産者の皆さんと非常に密にやらないといけない業務が増えてきています。そういう中において、経験の承継と指導といった業務ががつり50代にいってしまっているということです。

私が申し上げたいのは、通常業務でも今そういうことになつてきているわけで、そのような中で、この現場体制を維持していくためには中途採用をしたり、そしてまたOBの皆さん——60代以上の皆さんに積極的に協力いただくしかないのではないかと現状を認識しています。そういった意味で、この不足する人員体制下において、今後どのように取り組むのか、津田農林水産部長にお聞きをしたいと思います。

津田農林水産部長 今ほどお示しいただいたのは農業職全体の表でございまして、生産現場において農業者に直接栽培技術や経営管理の指導・助言を行う普及職員の人数は、令和7年度で123人となっております。近年では農業職の採用が難しくなつてきているほか、年代別では50代が40.7%、

60代が18.7%と合わせて59.4%と、約6割と年齢構成の偏りがあり、若手職員への技術力・指導力の継承が課題となっております。

このため、まず農業職の確保に向けては、今年度から新たに上級職試験の先行実施を行ったほか、中途採用者の採用幅を広げるため、職務経験者の年齢要件を緩和し、居住地要件も撤廃いたしました。また、富山と東京で実施しておりました一次試験を都合のよい日時に全国どこでも受験できるようにしました。その結果、今年度の採用状況は確定前ではございますが、昨年度より改善する見込みとなっております。

次に、若手職員の育成に向けましては、従来から副主幹、係長クラスをトレーナーとする普及職員OJT研修に取り組んでおりますが、今年度からは役職に関係なくトレーナーを補佐するサブトレーナー制度を導入し、役職定年や再任用という雇用形態で勤務していただいております60歳以降のベテラン普及職員も若手職員をサポートする体制を取っておりまして、トレーナーと若手職員の双方からは、新規就農や経営面での経験を踏まえた指導をしてもらい、大変ありがたいといった声を聞いております。今後とも農業者のニーズに的確に応えられるよう職員の確保とスキル向上に努めてまいります。

岡崎委員 これからと今の農業体制という2点にわたっている課題です。若手は採用されていますが、指導体制が非常に問われている、やはり経験がないと生産者とやりとりがなかなかできないというところもあります。こうしたことの対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、畜産についてです。決算特別委員会の指摘の中でも獣医師の確保を強く求めていこうということがありました。畜産職場からすると、本来は畜産振興が一番大事な業

務だと言っておられます。昨今の家畜伝染病、県内ではあまり起こっておりませんが、他県で起こったときの体制強化や、伝染病を持ち込ませない防疫対応に係る業務負担が非常に大きくなっていると聞いております。

そういう中において、獣医師の人手不足解消に向け、他県に負けないような給与体系、また奨学金制度を設けて募集を進めていく必要があると思っていますが、今後どのように取り組むのか新田知事にお聞きをいたします。

新田知事 家畜保健衛生所に勤務する獣医師は、家畜の病気の予防、繁殖指導、畜産物の安全性の確保など多くの役割を担っております。近年は獣医師の採用が難しく、定員割れが続く中で、全国で頻発する鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の防疫対応に係る業務が増加していまして、現場の職員には限られた人員で通常業務に支障を来さぬよう何とかぎりぎりのところで対応してもらっております。感謝するところでございます。

獣医師の採用ですが、これまで県独自の奨学金の貸与制度を設置しているほか、給与面でも今年4月から初任給調整手当——手当を支給している自治体が43道府県ありますが、初年度の支給額を全国3番目の水準にまで引き上げました。このように待遇の改善を図っているところです。一方で獣医師の確保は全国的にも課題でありまして、他県では産業動物獣医師志望者を対象に農林水産省の補助事業を活用して、本県よりも貸与額の大きい就学資金制度を設置している事例もあります。また、県に一定期間勤務することを条件に在学中に借り入れた奨学金の返還を助成している事例もあります。こういう他県の取組について、実際に採用に結びついているものかどうか、その効果について検討をしていきたいと思います。

また、異動によって転居の必要がなく住環境が優れてい

ることなど、本県で獣医師として働くことの魅力もこれから広くアピールをして、一人でも多くの獣医師に本県の職員として働いてもらえるように取り組んでまいります。

岡崎委員 やはり待遇は結構重たい要素です。一つ事例をあげると、何らかの理由で他県で働いておられた獣医師が富山県に来られる場合、経営管理部にぜひ検討いただきたいのですが、同じような職責で最初から勤務できるように、ぜひ配慮してあげてほしいと職場から話が聞こえてきます。ぜひまた他県に負けない環境をつくってあげてほしいと思います。

それでは、県立中央病院の経営状況についてお伺いいたします。

まず、県立中央病院について、病院会計の主たる収入は診療報酬ということでございますが、令和5年度より大幅に膨らみました赤字の原因について、まず有賀厚生部長にお聞きします。

有賀厚生部長 県立中央病院の令和6年度決算は、令和5年度と比較すると入院・外来ともに患者数も診療単価も増加しておりますが、医療収益は6億9,400万円の增收となつたものの、結果として16億9,100万円の赤字となつてございます。赤字自体は2年連続で、赤字額が過去最高となつた平成7年度に次ぐ2番目の規模だったところでござります。

その原因については、人事委員会勧告に伴う人件費の増加や物価高騰が急激に進んだこと、そして令和6年度診療報酬改定において、費用高騰に見合った改定がなされていなかつたということ、そしてやはり新型コロナ関連の国庫補助金が終了したことが大きいと思われます。

岡崎委員 物価高で費用がかさむ、そして新型コロナ関連の補助金もなくなつたのがやはり大きかったと思います。

一方、県立中央病院は県全体の基幹病院でもございますから、三次医療圏としての先端医療を提供するだけでなく、他の公立病院と同様に、採算が取れない政策的な医療部門も担っています。国からも若干、地方交付税の中で支出はされていると先ほど聞きましたが、県の医療体制をけん引する基幹病院として重要な役割もあるわけで、今回の赤字を踏まえて今後の具体的な経営改善策とその効果について、有賀厚生部長にお聞きします。

有賀厚生部長 中央病院は、昨年度、一昨年度と赤字ということで、先ほどの大門委員のところでもお答えしておりますけれども、経営改善の取組が急務ということで、4つのプロジェクトチームを設置しまして、現在全部門・診療科が一丸となって経営改善の取組に着手しています。

具体的には、各診療科の代表医師が地域の医療機関を訪問して、中央病院をPRということで紹介患者さんの増加を目指す取組や、診察日に検査結果を速やかに患者に説明することで算定できる診療報酬上の加算である外来迅速検体検査加算の取得をやすやす取組で、収益性を高めるよう進めております。また、複数の病院と診療材料をまとめて購入する共同購入を促進するために、実際にドクター方にサンプルを見て、触れてもらう展示会も8月に新たに院内で開催するなど、地道に経費の削減を目指す取組も進めております。

現時点での効果といったしまして、まず外来迅速検体検査加算については、上半期の加算取得率が77.1%で、昨年度通年が33.9%でしたので、大幅に増加したということで、ここは約1,100万円の収益増を見込んでおります。また、さらに今年度更新する人工呼吸器や輸液ポンプの更新台数を見直すということで、当初見積もり比で約6,200万円の支出抑制をするなど、少しづつでありますけれども、成果

は一応着実には出始めているところでございます。

ただ、先ほども申し上げたとおりでございまして、こうした取組の効果額は年間数億円にとどまるものでございますので、今後個室利用料や文書料などについて検討したり、病床数の適正化を進めることでさらなる経営改善に向けた取組の強化は必要だと考えております。

岡崎委員 本当に努力をされているのは非常によく分かりますし、ただ、なかなか効果が出ないというところも悩みの種ということだと思います。

デジタルサイネージのグラフは、厚生部に提供していただきましたもので、県立中央病院の消費税負担額と損益収支を示しております。国は、診療報酬には消費税の分も含んでいると言っていますが、この経営状況のグラフを見ている限りではそうではないということで、消費税負担額の伸びなどを見っていても、令和6年度分で15億円近い消費税を控除対象外消費税として支払っているわけです。そういう意味では、高額な医療機器を買うと、その分だけ10%負担しなければいけないので、中央病院の宿命であると思っています。この消費税の負担が病院運営の多額の負担となっている状況も踏まえて、診療報酬改定をはじめとした支援を求めていくことが必要ではないかと思いますが、有賀厚生部長の見解をお聞きします。簡略にお願いします。

有賀厚生部長 医療機関が行う保険診療にかかる消費税は非課税でございます。これが税額控除の対象外ということで、医療機関の負担になってしまっているのは御指摘のとおりでございます。

簡略にということですので結論を申し上げますと、支援を求めていくということで、全国知事会で本年7月に国に対して診療報酬による消費税の補填状況の実態調査や経営実態等を考慮した対策を講じるよう、消費税のことも含め

て要望を行ったところでございます。

国において過去の消費税導入、改定時の対応の検証や診療報酬での補填状況の把握を進め、控除対象外消費税に関する診療報酬の在り方を検討しているところでございます。

県としては、こうした国の動向を注視しながら適切に対応していきたいと思っております。

岡崎委員 最後に知事にお聞きしますが、今ほど答弁があり、先ほどの大門委員の質問もありましたが、現下の赤字は診療報酬だけでやはりなかなか賄い切れないとと思うわけです。一般会計からの繰り出し増額に取り組むべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

新田知事 その件ですが、やはり持続可能な医療提供体制を維持していくために、知事会や地方六団体で国に対して物価高・賃上げを反映した診療報酬の改定になるようにと提言を行っているところであります。

また、国の総合経済対策が閣議決定されましたが、そこでもこの医療・介護等支援パッケージということで、令和8年度の診療報酬改定に関して、高度機能医療を担う病院の経営安定化——中央病院はこれに当たりますけれども、それと、こういった病院での医療従事者の処遇改善などに留意しながら実施するということあります。

また、今後の地域医療構想の議論などもあります。このあたりを踏まえて、一般会計からどれぐらいの繰り出しが適切なのかということを見極めていきたいと思います。それまでのつなぎという意味で今、融資をするということを、本議会に提案をしているところであります。

山本委員長 岡崎委員の質疑は以上で終了しました。

瘧師副委員長 火爪委員、あなたの持ち時間は40分です。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子です。よろしくお願ひいたします。

私からも、まず能登半島地震からの復旧・復興について4問伺いたいと思います。

まずは、被災者の生活再建支援についてです。危機管理局のホームページの資料によりますと、今年8月20日時点での県内の住宅被害は、全壊で258件、半壊808件となっていますが、罹災証明書の発行数で被害度別にはどうなっているでしょうか。全壊・大規模半壊の世帯に支給する最大300万円の生活再建支援金と、県独自につくった半壊世帯への最大100万円の生活再建支援金は、必要な全ての世帯に給付されているのか検証が必要だと思います。

半壊世帯の支援金の給付実績が決算報告書によると2024年は160件で、厚生部から頂いた資料によれば今年9月末現在の累計でも196世帯にとどまっています。国制度の給付実績は464世帯、合わせて660世帯になっていると思います。残りの世帯はどうなっているのでしょうか。申請主義だから仕方がないと言っているわけにはいかないと思います。実態をよくつかんでいただいて、住民組織などに協力ももらって呼びかけるなど、これからも被災者により添った努力が必要だと思いますが、取組の評価と併せて厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 まず実績ですが、県ではこれまで国の被災者生活再建支援制度に加えて、国の制度の対象とならない半壊世帯に対して県独自に支援するなど被災者の住宅再建支援に取り組んできたところでございます。支給は住宅の再建方法に応じて——再建方法としては建設、新しく購入もしくは補修、そして賃借で、そういったことに応じて決定されるもので、今年10月末現在での支給状況が201件で9,837万円余となっております。

予算額と実績の乖離ですが、これは被害状況や再建方法の見込みが困難な中、一応所要額は最大に見込んで計上し

た結果として生じたものとは認識しております。

県独自の対象件数については、住宅が半壊してその住宅をやむを得ず解体している世帯、こちらが国支援制度の対象となるということから、半壊の罹災証明書を交付している519件のうち被災市からの聞き取りにより得られた解体を予定している世帯約185件を除いた334件が県制度の対象であると見込んでおります。このため、現時点では334件に対して支給件数が201件、約6割の方に対して支給してきているところでございます。

申請期限は令和9年1月31日までございますので、今後も申請が見込まれるものと考えております。

ただ、それでもまだ御存じない方というのはいらっしゃると思いますので、県ではこれまで住宅・宅地復旧パンフレットで支援制度の活用を周知しているほか、申請窓口である市町村においても被災者に対する説明や、広報やホームページ等を通じて制度の周知に努めてきているところではあります。それでも届いていないことがあるかと思しますので、引き続き市町村や関係機関と連携しながら被災者の方々に支援が行き届きますようさらなる制度の周知に取り組んでいきたいと思っております。

火爪委員 2年近くたって130件残っているということで、地元の人と協力してもっと周知して、1件1件もらっているかと回りたいよねと地元の被災市の方と話をしているとか、2年かかってこの件数でどうやってこの後進めていくのかとか、市町村としっかり努力してほしいというお話がありましたので、要望として伝えておきます。

それでは、私からも宅地液状化等復旧支援事業について土木部長に確認いたします。

先ほど質問がありましたがここは簡単にさせていただきますが、やはり11億円余りを令和6年度6月補正予算で

計上して、そしてこれを繰り越して、その年の申請は111件で今年度に入ってからもまだ105件という報告でした。私も液状化を受けた被災地の話を伺ってきました。やはり判断が難しくて迷っている人たちがたくさんいると。例えば申請しようと思ったら、地震の揺れによる損壊か液状化による損壊かと尋ねられ、地震の揺れによる損壊ならば駄目ですよと言われ、ここら辺の判断が難しいと。それから、岡崎委員からもお話があったように、面的液状化対策がどうなるのかと。せっかく復旧したのに面的液状化が頓挫してしまったということで、結局お金をかけて復旧するのを諦めるかどうか迷っているというお話もいろいろ伺ってまいりました。

私は、震災直後から市と県が協力してワンストップ総合相談窓口を開設することが大事だと繰り返し要望してきました。また、被災地では被災地の公民館に県が来て、きちんと説明して、このケースは対象となる、こういうケースはできないと丁寧な相談に応じてほしいと要望しましたが、必ずしも十分な取組にはなってこなかったと思います。

前の二委員への答弁とは重複しないところだけでいいので、今後どう取り組んでいくのか、土木部長に伺います。

金谷土木部長 宅地液状化等復旧支援事業については、事業開始まで時間がかかると見込まれている面的整備の実施を待たずとも、個別宅地の地盤改良や傾斜修復に活用いただけるものであります。これまで面的整備を検討しているエリアの中からも約50件の申請を頂いているところであります。復旧に要する事業費の一部に個人負担を要する事業でありますけれども、住み慣れた土地で再建していただく際の一助にはなっていると考えております。

各被災市からは、現状、宅地液状化等復旧支援事業の活用を求める被災者のニーズが今もあると伺っております。

今後もより一層御活用いただけよう私も努めてまいりたいと思っております。具体的には、御相談いただいた際になかなかワンストップという形にはなっていないのかもしぬませんけれども、支援が得られるかどうか、補助してもらえるかどうかという相談は正直あるところとして、これまで御指摘いただいたトータル216件のノウハウを蓄積してまいりましたので、具体的の支援例——こういうものならいいんだよということをお伝えしながら、制度の利用を促進してまいりたいと考えております。

火爪委員 土木部長はそうおっしゃいましたけれども、いろいろ伺っていると、面的整備で、土木工事と宅地の両方できるとか、いろいろなことがそれほど分かっていない、伝わっていないということがあると思います。答弁いただきましたので引き続き努力いただきたいと思います。

それでは次に、復旧・復興ロードマップによりますと、県社会教育施設の復旧完了は令和7年度末までとなっています。しかし、県総合福祉会館——サンシップとやまの復旧が大幅に遅れています。いろいろな意見を頂いています。この施設は、障害者の皆さん、車椅子を利用される方々もたくさん使われるということで、駐車場も屋根つきで、バリアフリーが徹底されています。この施設を使用できない間、教育文化会館や県民会館では駐車場に屋根はついていないわけで、車椅子を御利用の方が離れたところに車をとめざるを得なくなり、大雨の中ですぶ濡れになって県民会館に入ったといった苦労をいろいろ伺っているわけで、一日も早く復旧が求められています。

まずは災害に非常に弱い建築物を建てたことを反省しなければならないと思います。建設時に福祉団体の皆さん、建築士会関係の皆さんから懸念・反対の声が上がっていたと聞いております。それを強行して建設したということで

す。そして、昨年度復旧費用を計上して復旧する予定でしたが、ほとんど手つかずで、今年度にそっくり繰り越しております。昨日、確認をしてまいりました。11月によくエレベーターが復旧したと聞きましたが、3階止まりがありました。6階までの復旧のめどはつくかもしけないけれどもというお話をありました。改めてホールや7階部分も含めて全館の復旧はいつになるのか、これまでの取組と含めて厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 富山県総合福祉会館——サンシップとやますが、順次復旧工事進めておりますけれども、御指摘のとおりです。エレベーターの修繕や屋根構造部の復旧など高度な専門性を要する工事を同時に計画する必要があると。そして実施設計の精査に時間を要しました。また、頭頂部のガラスを支える金具など特殊な部品で、納期の見通しが立ちにくいというもの、そして工程調整もさらに必要になったというものでございます。また、入居団体や施設利用者の安全確保を最優先に安全面での確認を丁寧に行いながら工事を進めているということで、どうしても当初より時間がかかってしまっているところでございます。

エレベーターについては、見ていただいたとおり4階までが運転再開をしておりますが、5、6階フロアについては一応12月2日より共用が再開できるものとしております。一方で、それ以上の階、7階の研修室や吹き抜けでつながっている福祉ホールについては、先ほども申し上げましたような頭頂部のガラスを支える金具が特注部品ということで製作に時間を要しており、再開が令和8年度以降となる見込みでございます。今後も安全対策を最優先に残る工事を計画的に進めて、可能な限り早期の復旧に努めてまいります。

火爪委員 特に障害のある方々にとって大事な大事な施設

ですので、一日も早く復旧できるよう取り組んでいただきたいと思います。

知事に伺っておきたいと思います。改めて能登半島地震からの復旧・復興のこの間の取組をどのように評価をし、今後の教訓にしていくのかあります。土木部長にも申し上げましたが、私は震災後、被災者に制度をきちんと周知し、個別相談に応じるワンストップ相談窓口の設置や、被災地に出向いての説明会や相談会の開設を要望・提案してまいりました。2年近く経過した今でも制度を知らず、支援の手が届いていない被災者が残されていることを直視し、最後まで寄り添った支援に取り組んでいただきたいと思います。加えて、先ほど大門委員からもありました、土木部の例えば災害復旧費も、この年138億円計上しましたけれども59億円余りを繰り越し、今年8月20日時点でもいろいろあって実績はこの年計上した138億円を下回る104億円余りにとどまっているという報告もありました。岡崎委員からもありましたように、担当部局は本当に必死で不眠不休の奮闘をしてきていただいたと思いますが、そういうことも含めてまだまだ課題は山積だと思います。取組をどう振り返って、今後どう取り組んでいくのか知事に伺っておきたいと思います。

新田知事 復旧・復興について、これまでも隨時ロードマップを見直し、点検を図りながら被災の市町村とも連携して住宅の復旧、被災者の生活再建、また公共土木施設の速やかな復旧など取組を進めてまいりました。今ほど厚生部長、また土木部長からそれぞれ個別の支援について答弁しましたが、両部含めて県庁挙げて被災された方々に支援が行き届くように全力で取り組んでいることは、御理解いただければと思います。

周知の仕方ですが、発災直後から住宅再建のための相談

会の開催、また住宅・宅地復旧パンフレットを作成しました。これは当時の総理大臣からも大変に評価いただきました。こんなことで被災者一人一人に寄り添った支援に努めてきたところです。

お尋ねの公共インフラの災害復旧については、土木部所管分は本年10月末時点での被害報告箇所118箇所のうち9割となる102箇所で工事を発注し、既に64箇所が完了しております。残りの16箇所についてですけれども、当該市の下水道復旧工事との調整が要るものが5箇所、当該市の液状化対策工事との調整が要るものが2箇所、軟弱な地質に伴う工法検討に時間を要しているものが3箇所、非出水期に工事を行ったほうがよいということで待っている箇所が3箇所、県発注の関連工事との調整が3箇所、それぞれの理由があり16箇所が未発注ということで御理解いただきたいと思います。

農林水産部所管分ですが、県の被害報告箇所2,887箇所のうち漁業者等の漁船・漁具は既に復旧は完了しました。そのほか、農業者等の施設・機械、また農地や農業用水利施設、漁港施設や山地・林道など令和8年度までに復旧を完了する見込みで今やっています。こちらも引き続き事業の完了に向けて、各農林振興センター、市町村、関係団体とも連携して早期の発注に努めていきたいと考えています。

これまででも被災市の状況をきめ細かくお聞きしながら、適時適切にワンチームとなって支援策を打ち出してきたところでございます。御理解いただければと思います。

火爪委員 ぜひ不十分な点は、これまでに発言した委員3人そろって順番に指摘をしたわけで、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、物価高から県民生活、福祉を守る課題に

ついて伺います。

この年のような大きな課題はもう一つ、物価高から県民の暮らしと福祉、経済をどう守るかにあったと思っています。決算の全体を見ると、やはり国の経済対策、補正予算、交付金を使って具体化した事業は幾つかあるわけですけれども、それを大きく超えるとは、残念ながらならなかつたのではないかと思っています。いろいろありますが、時間がありませんので、今日は介護事業所支援の取組だけ伺っておきます。

このテーマについては、私は昨年6月定例会と今年2月定例会でしつこく取り上げてきた課題であります。昨年6月定例会で介護事業所の倒産や休業の実態をただしながら、県独自の支援強化も求めたところです。そこで2024年度に県がどのような支援を行ってきたのか伺います。この数年、年々ひどくなっています。それに対応して、介護事業所への光熱費や食材、エネルギー高騰への支援が補正予算などで行われてきました。しかし地元の事業所の話を聞きますと、2023年度はよかったです。2024年は支援額が半分になったと。今年度はまたその半分だと、年々状況は厳しくなっているのに県からの支援額は減っているという話を伺っています。改めて県内介護事業所の倒産・廃業・休止の状況や、昨年度の介護職員の賃上げの状況、他産業との賃金格差など人手不足で大変なわけでありますので、県内の実態をどう把握してどう支援をしてきたのか厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 県ではこれまで介護事業所の光熱費、車両燃料費及び食材料費に対して支援を行うとともに、昨年度2月補正予算で介護現場の生産性向上、そして職場環境改善等に対する取組支援や訪問介護事業所のサービス継続を目的とした人材確保支援などを実施してきました。こうした支援を踏まえまして、県内介護事業所の経営実態について

県老人福祉施設協議会や県ホームヘルパー協議会等からお話を伺っておりますが、やはり現状まだまだ厳しいということでございました。

御質問いただきました県内介護事業所の休・廃止の件数につきましては、今年度10月末現在で14件となってございまして、令和6年度は年間25件、令和5年度は年間24件でございました。また、介護職員の賃上げ実績については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、令和5年から令和6年にかけて月額7,400円の賃上げが行われておりますが、そもそも全産業平均では月額1万2,900円の賃上げということで、その差がさらに広がってしまいました。

県としては、引き続き介護事業者の実態把握に努めて有効な支援策、当然国からのものもあるのですけれども、有効な支援策について検討していくきたいと思っております。

火爪委員 御答弁にもあったように、厚生労働省の社会保障審議会分科会の会議での公表によりますと、昨年度の介護職員の給与と全産業の賃金格差は月8万3,000円、前年が6万9,000円だったので、さらに広がったと。介護職員の賃上げは2.5%で、実質賃金は減ったと。全産業はそれでも5%、2.5%に対して5%ということで、さらに広がって、人手不足解決のめどが立たないという状況になっているわけであります。

国に対して臨時の診療報酬の大幅引上げを求める運動が全国で広がっていますけれども、ぜひ国に対する働きかけと県独自の支援とに、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、クマ対策推進事業について知事に伺っておきたいと思います。

県内の今年の熊出没件数は、10月25日時点で992件で、

ここ10年間で最多と県から発表があったところです。昨年度県は、ツキノワグマ管理計画の改定に向けて県内の熊生息状況調査をしています。ツキノワグマ個体数推定調査の結果はどのようなもので、今年の熊対策にどのように生かされているでしょうか。また、昨年度9月補正予算でクマ指定管理鳥獣総合対策事業に取り組んでおりますほか、河岸段丘の斜面の樹林帯の整備や、河川敷などの刈り払いにも取り組んできたと思います。その規模や内容、成果を今年の対策にどうつなげていくのか知事に伺います。

新田知事 富山県ツキノワグマ管理計画に基づいて個体数の管理を図るとともに、クマ指定管理鳥獣総合対策事業として、市町村が実施する熊対策の支援強化をはじめ、昨年度新たにクマ被害防止専門チームを設置して、捕獲の強化に取り組んできたところです。

御質問の個体数推定調査ですが、管理計画の改定に併せて5年置きに行っており、昨年度はその年で1,449頭ということで、5年前の令和元年度の1,455頭とほぼ同数となっています。また、被害防除に直結する管理として有害捕獲を行っており、今年は9月下旬から出没件数が大幅に増加したこともあり、11月25日時点までの捕獲数は、統計を開始した平成16年度以降で最も多い328頭となっていますが、絶滅のおそれは当面ない、安定した水準の範囲内と考えております。

また、熊の生息環境管理の観点では、熊の移動経路と想定される河岸段丘での森林整備を直近の3年間——令和4、5、6年では、147ヘクタール実施しました。併せて熊の出没件数が多い地域に対しては、昨年度からクマ対策緊急3箇年森林整備事業として緩衝帶の整備や電気柵設置などを支援しています。河川における伐木や草刈りは熊対策にもつながると考えておりまして、樹木の繁茂が著しい箇所

での伐木、また橋周辺などのスポット的な草刈り、草木の踏み倒しを昨年度に引き続き今年度も県内の21河川で実施しております。

最後になりますが、今年は10月から11月の出没件数が過去2番目に多い状況の中、こうした取組に加えまして、9月から運用開始された緊急銃猟制度の県内での円滑な実施にも取り組んでおりまして、引き続き市町村や関係機関と緊密に連携して、対策を講じていきたいと考えます。

火爪委員 11月議会でも議論の焦点になろうかと思っております。

次に、あいの風とやま鉄道と富山地方鉄道鉄道線について伺っておきます。

今年度、あいの風とやま鉄道の経営安定基金が当初計画の10年目を迎えました。地方創生産業分科会の書面審査では、10年間で65億円を活用する当初の計画のうち、利用者の減少見込みへの対応43億円に対して、実際の支出は15億から16億円に抑えることができたこと、その結果、施設整備費に使う予定の22億円に対して実際には約43億円充てることができたとの報告がありました。その結果、各駅へのエレベーターの設置やサービス向上のために使うことができて、それがさらに乗客の減少を抑える結果につながっているという報告があったところであります。

改めてこの結果をどう評価して、第2期経営安定計画の中で、今後経営安定基金をどう運営していくこうとしているのか、交通政策局長に伺います。

田中交通政策局長 経営安定基金については、運賃抑制等にかかる減収補填として約43億円と、開業後の鉄道施設の大規模な改良として約22億円と、こうしたこと備えて設置したものです。

あいの風とやま鉄道においては、スタンプラリーの開催

等のイベントの実施、また隣県等の鉄道会社と連携した周遊の促進、パターンダイヤの導入、新駅の設置、企画切符の販売など利用促進の取組をこれまで実施されております。これらの取組の成果により、減収補填にかかる基金活用の実績見込みは約16億円と計画値を下回ったものと考えております。

また下回ったことを踏まえ、市町村からの要望や利用者ニーズを考慮し、あいの風とやま鉄道利用促進協議会で了承を得た上で、安全運行の確保や利便性を向上させるための設備投資に活用してまいりました。

具体的には無人駅への券売機設置、券売機のIC対応への改修、冬季除雪用の保守用車の購入、滑川駅のエレベーター新設など当初計画を上回る約43億円を活用する見込みです。

今後も鉄道の安全運行のための投資はもとより、富山県地域交通戦略に基づくサービス向上と利用増の好循環を図るため、次期計画においても市町村等とも連携を図りつつ、効果的な基金の活用に努めてまいります。

火爪委員 今後新たに30億円の基金という計画ですが、しっかり取り組んでほしいと思います。

そこで、この経験を富山地方鉄道鉄道線の再構築計画に生かすことを大いに期待したいと思います。県が先頭に立って、バスや電車などの地域交通を守っていくための投資を惜しまず、県と市町村が主体となって取り組むことを期待しております。

赤字だからといって減便したり、一部を廃線にしたりすることで、さらに乗客が減少する負のスパイラルに民間事業者が陥りやすいという状況の中で、県がしっかりと県民のニーズに応えて、まずは安全で乗りやすくする、そして利用客回復につなげていくことを期待しているわけでありま

す。

あいの風とやま鉄道の出発に当たっては、県議会も様々な提案をし、様々に取り組んで、県民的議論を大いに巻き起こしてまいりました。今回は第三セクターをつくるわけではありませんが、経営安定化基金の造成を含めて富山地方鉄道鉄道線再構築の取組にこの経験を生かすことを期待し、知事の見解を伺います。

新田知事 あいの風とやま鉄道は、県内を横断する基幹鉄道であり、西日本旅客鉄道から経営が分離された路線です。当初から厳しい経営環境が見込まれたことから、県と市町村が出捐して経営安定基金を設置し、これを財源に利用者の利便の確保、経営の安定を図ってきております。あいの風とやま鉄道では、交通ＩＣカードの導入や利用状況を踏まえたダイヤ改正など、利用者の利便性の向上に努めてきた結果、利用者数は想定を上回っているところです。

また、県が策定しました地域交通戦略では、地域交通サービスを地域の活力、魅力に直結する公共サービスとし、自治体や県民の役割を事業者への側面支援から自らの地域に対する投資・参画へとかじを切りました。これは、利便性向上の投資はもとより、沿線住民・企業・店舗等の参画により、持続可能で最適な地域交通サービスを目指す立場を県が先頭に立って明確にしたものであります。

今、いろいろ行々われている地鉄についてもお話をありました。私は地鉄の在り方に関する全ての分科会に参加しております。明日の本線分科会にも出席します。県としては利用者を増やすための投資・参画など検討が戦略の考え方沿って進むように、沿線自治体、交通事業者と共に取り組んでいきたいと考えます。

火爪委員 最後に県立高校の環境整備について2問伺います。

2024年度は高校再編も見据えて県立高校5校で少人数学

級を増やしました。その分県単独で教員を増員配置するよう県議会も請願を採択し、応援をしてまいりました。この年はたしか1学年分8,000万円の予算をつけたと思います。

10月4日に、高等学校教職員組合が主催した県立高校再編に関する県民集会に参加いたしました。そこでこの年から広げた少人数学級が、高校の現場でいかに効果を発揮しているのか現場の報告を聞いて、とても感動いたしました。県東部の工業高校では、35人学級を採用することで、全員が発言する授業や丁寧な個別授業ができているとの報告でした。中学校でつまずいた生徒が丁寧な個別指導を受けて大学に進学し、教員を目指しているとの報告もありました。ある西部の高校の生徒会長が、国際科は30人学級で生徒同士の教え合いができるで楽しくやっているが、隣の普通科の40人クラスは教室の移動も多く、先生方にもゆとりがないと発言しておられました。

県議会も一昨年11月定例会で、高校でも少人数学級を前進させることを国に求める意見書を採択しております。この2年間の高校における少人数学級拡大の成果をどう認識をしているのか、教育長に伺います。

廣島教育長 県立高校におきましては、学科等の特性も踏まえまして、職業科をはじめとする幾つかの学科やコースで少人数学級とするほか、普通学科を含む多くの高校で選択授業や習熟度別学習など実質的な少人数指導によりまして、これまできめ細かな教育に当たってきております。

中学校卒業者が継続的に減っている中で、令和6年度の学級編成におきましては、県立高校の在り方について議論されていたことなどを踏まえまして、学級数に極力影響が及ばないよう定員減で対応したところでございます。その結果、前年度、令和5年度と比べまして少人数学級が5つの学校で18学級増加したところでございます。これらの学

校では、今ほど委員からも御紹介いただきましたが、よりきめ細かな教育も可能となったものと考えております。

この一方で、この少人数学級の拡大により、県単独で配置する教員の人事費として、令和6年度は新たに約5,000万円の県の財政負担が生じたところです。このため、令和5年11月定例会で採択されました「小学校、中学校及び高等学校の全学年で少人数学級をさらに前進させる」ことを求める意見書にありますとおり、このきめ細やかな教育の実現には、国の責任において教職員定数の改善を図ることが不可欠であると考えております。

火爪委員 今の教育長の答弁は、高校でも少人数学級の拡大が成果を挙げている、教育効果があったということを認められる発言だったと思います。大変貴重な答弁だったと思います。

これで財政負担がこの年は5,000万円、次の年は1億3,000万円と先般の9月定例会で答弁いただきました。お金はかかるけれども、県単独でそういうことを実現することによって、現場の子供たちが大変豊かに育つ後押しになったと。予算を取るのか、教育効果を取るのか、そういう話だと思います。富山県が、また県議会が国に求めたけれども、それが実現するまでにこういうことを2年間やってみて、教育効果が確認できたのであるならば、ぜひこの経験を大事にして、予算をしっかりと確保することを県当局、財政部局にも求めて頑張っていただきたいと思います。

続いて、県立学校の施設整備の問題であります。

決算報告書によりますと、県立学校施設の長寿命化改修で2024年度は20億9,000万円の予算がついていながら、うち15億2,000万円も繰り越しております。富山工業高校や富山いずみ高校の施設にどれだけの投資がかかっているのでしょうか。平成30年度に作成された富山県学校施設長寿

命化計画は、全県立学校を対象としつつ長寿命化が可能な382棟、全体の88%を改修する計画で、10年間の計画です。この10年間で終わるということではもちろんありません。しかし、当初年間4棟ずつ改修していく計画だったはずですが。状況を聞きますと、雨漏りする学校施設も残されていて、大変悲惨な状況がたくさんある、放置されていると伺っております。高校再編が全校を対象にする計画——私たちはこの計画には賛同しておりませんが、こんな設定をしたものですから、基本設計をしたのに実施設計を止めているなどいろいろな状況があるようですがれども、これでスピードを遅めるということはあってはならないと思います。現に今学ぶ高校生にこれ以上劣悪な環境を放置すべきではありません。しっかり選んで、しっかり推進をしていただきたいと思います。

これまでにこの計画に基づいて何校、何棟の改修が行われてきたのか、現状をどう認識し、今後どう取り組んでいくのか教育長に伺います。

廣島教育長 本県の県立学校のうち、築50年以上を経過している校舎などがある高等学校は、39校のうち27校、特別支援学校では13校のうち5校ございまして、全体的に老朽化が進んでいるところでございます。

このため本県におきましては、施設のさらなる長寿命化を目指すこといたしました文部科学省の行動計画に基づきまして、平成30年度に富山県学校施設長寿命化計画を策定しまして、学校施設の老朽化対策を従来の建替型から建築寿命を築80年とする長寿命化型に転換したところです。

この計画を踏まえまして、老朽化状況などに応じまして、学校施設の改修の優先順位を設定しますとともに、財政支出の平準化も図りつつ、計画的に事業を進めることとして、令和3年度から順次改修工事に取り組み、現時点で5校7

棟の改修が完了したところです。

こうした中では、この長寿命化計画工事について、事業開始時からこの工事の性質上、建物内部や地中の実情が設計と異なり、追加工事が必要となる場合があって、工期などを延ばして、翌年度に予算を繰り越して対応をするケースが増えたところです。また、これに加えまして、令和6年度につきましては、能登半島地震の影響もあるかと存じます。業者の確保に時間も要したということで、繰越額が多くなったところでございます。

今後でございますが、新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら、引き続き必要な高い施設を対象に老朽化対策を行い、また、緊急性が生じたものについては、適切に対応し、よりよい教育環境の整備に取り組んでまいります。

瘧師副委員長 火爪委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

[休 憩]

瘧師副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤委員、あなたの持ち時間は40分であります。

佐藤委員 公明党の佐藤則寿でございます。

令和6年度の決算に関する総括質疑ですが、早速、通告に従いまして質問に移らせていただきます。

初めに、産業経済の活性化について、4つの事業について伺います。

まず1つ目ですが、令和6年1月の能登半島地震につきましては、これまで様々に土木、農林水産業、市民生活に至るまで御質問がありましたので、私からは1点だけに絞らせていただき、震災対策特別融資について伺います。

能登半島地震では富山県内でも事業者に相当の被害が発

生いたしました。県では中小企業の資金繰りを支援するために、早速、震災対策特別融資を緊急に創設されました。

そこで、この制度が被災した中小・小規模事業者の資金需要に応えられたのか、また、申請から融資までのスピード感や手続の煩雑さ、金融機関との連携など実際の運用面で課題はなかったのか。さらに今後は災害対応型融資を恒常に制度に位置づけることや、事業継続－ＢＣＰ支援や設備更新支援との一体的な展開も考えるべきではないかと考えております。

そこで、この震災対策特別融資について、改めて実効性と課題を検証した上で、次の災害に備えた恒常的な仕組みづくりを進めるべきだと考えますけれども、山室商工労働部長の所見を伺います。

山室商工労働部長 令和6年1月15日から取扱いを開始しました震災対策特別融資の先月末までの融資実績は157件、約30億円に達しております。このうち、なりわい再建支援補助金の自己負担分としての活用が36件を占めておりまして、被災された中小・小規模事業者の資金需要に一定程度応えることができたと認識しております。

運用面におきましても、罹災証明書に代えまして、迅速に取得可能な被災届出証明書を認めるなど手続の簡素化とスピード確保に努め、顕著な課題は生じなかつたと考えております。

一方で、委員御指摘のとおり災害の激甚化、頻発化を踏まえれば、平時から即応可能な恒常的な仕組みの整備が不可欠でございます。この観点から本年4月に新たに創設しました災害対応資金によりまして、激甚災害法などの適用を受けた災害の被災事業者への迅速な資金繰り支援を制度として恒常に位置づけたところでございます。

これは従来の、都度創設型から一歩前進しまして、発動

の機動性と災害発生前の事前周知の両面で強化が図られたものと考えております。

さらに平時からの備えを体系的に支えるため、事業継続—B C P 支援として災害影響を軽減するための施設設備導入を支援する防災・減災対策促進資金や、小規模事業者の設備更新を後押しする小規模事業者事業継続力強化補助金を設けまして、災害対応融資と一体的な展開を図っているところです。

今後とも被災事業者に寄り添いながら、これら災害対応融資と事業継続支援とを一体として展開しまして、強靭な地域経済の構築にしっかりと取り組んでまいります。

佐藤委員 コロナ禍のときも大変混乱したときがありまして、市町村と私どももいろいろな相談をさせていただいたのですけれども、今回の発災直後もいろいろな御相談をさせていただく中で、特に県の様々な部課長方が、本当に懸命に、機動性高く主導的に動いていただき、能力を発揮していただきました。部長や課長等に相談をしたときには速やかに対応いただいていると実感しました。今ほど御答弁いただいた恒常的な体制など今後に備えた準備もしているということで、今後さらに期待をしております。

いずれにしても、制度をつくることが目的ではなく、被災された事業者の再建をどれだけ後押しできるかということが大切で、今ほどの御答弁では寄り添っていくということでしたので、また皆さんの力添えをお願いしたいと思います。

続いて、ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業について、コスト削減、新製品開発、地域企業、異業種連携、再資源化率の改善などをどのように評価されているのか伺います。

サーキュラーエコノミーの推進は環境対策にとどまらず、

富山のものづくり産業の競争力を高める重要な投資であります。中小企業の参画拡大、人材育成、地域循環型の産業構造への転換を県がリーダーシップを持って進めが必要であります。

そこで改めて、この事業の実績をどう評価し、今後、国の取組等との連携や支援の強化をどのように進めていかれるのか、新田知事に伺います。

新田知事 ものづくり産業を取り巻く環境は、国際情勢の流動化、あるいは生産年齢人口の減少によって大きな転換期を迎えていると捉えております。環境・社会価値を創出する産業構造への移行が不可欠ではないかと考えます。サーキュラーエコノミーはこの変化を的確に捉えて、富山の産業競争力を引き上げる戦略的な投資だと認識しています。

こうした認識の下で、県と富山県新世紀産業機構は、昨年度より廃材活用のアップサイクルをテーマに事業を開きました。総合デザインセンターや産業技術研究開発センターが連携し、産業廃棄物の実態を把握した上で、クリエイティブ人材を交えた創造会議を5回開催し、新製品開発や異業種連携につながる議論を重ねました。

また、ウェブやSNSでの発信に加えてT-Messe 2025では、県内外21社の協力を得て試作品を展示し、廃材の再資源化可能性を具体的に提示するとともに、経済産業省や環境省の担当課長——経済産業省からは前の富山県知事政策局長の三牧課長に来ていただきましたが、これらの方々によるパネルディスカッションも開催しました。

その結果、企業の関心が大いに高まり、コスト削減や付加価値向上の観点から、アップサイクル事業への参加意欲が広がりつつあると捉えております。T-Messe 2025の会場では「自社も何か考えていきたい」という声もあり、県内企業と県民の理解が一歩進んだと評価しています。

今年度は富山県サーキュラーエコノミー推進プラットフォームを立ち上げ、企業間連携や技術マッチング、知見の共有を強化し、再資源化率の向上、新事業創出を目指してまいります。

国との緊密な連携を図りながら県としてリーダーシップを発揮し、産業全体の転換を着実に進めていきたいと考えております。

佐藤委員 知事が先頭に立って力強く進めていただいていると認識しております。今後、国のDX推進策やカーボンニュートラルの支援とも連携する中で、中小企業が取り残されるようなことがあってはならないと思いますので、そうしたところの強化も併せてお願ひします。

次に、中小企業トランスフォーメーション補助金について伺いますが、その成果を的確に検証し、真に企業体质の変革につながる支援として発展することを強く期待しております。

そこで、繰越しを含む執行状況や採択企業における生産性の向上、業務効率の改善、デジタル導入の効果などの定量的な成果をどう評価し、その後の施策をどのように展開されていくのか、山室商工労働部長に伺います。

山室商工労働部長 中小企業トランスフォーメーション補助金の執行状況につきましては、昨年度の第1次募集では140件、約4.2億円の採択、今年度の第2次募集では132件、同じく約4.2億円の採択を行いまして、県内企業のDXやGXへの挑戦を力強く支援してきたところでございます。

成果の検証につきましては、DX枠におきまして労働生産性3%以上の向上計画を必須といたしまして、実績報告で具体的な成果を明記していただいております。

例えば、受注管理システムによって作業時間を67%削減した給食配達業の事例や、AI画像検査の導入で作業時間

を48%削減した製造業の事例など、生産性向上と品質向上を同時に実現する取組が着実に生まれております。

また、事業期間中に賃金の時給単価の平均10円以上引上げを要件としたほか、補助率の引上げ要件であります給与支給総額3%以上の引上げを昨年度36社が達成されまして、賃上げへの波及効果も確認されているところです。

これらの成果は本補助金が単なる設備投資支援にとどまらず、企業体質そのものの変革、すなわちトランスフォーメーションを促しつつある証左であると捉えております。

一方で、県内中小・小規模事業者が厳しい経営環境を乗り越え、持続的な成長を遂げるためには、生産性向上を起点に稼ぐ力を一層高め、賃上げと消費喚起の好循環を加速させることが不可欠であります。

県といたしましては、富山県経済の好循環加速化パッケージの下で成果の検証を的確に行い、国の経済対策も踏まえつつ、真に企業体質の変革につながる制度へと検討を進めてまいります。

佐藤委員 詳細な報告を頂きまして、目的に即した成果が出ていると評価したいと思います。いずれにしても、こうした補助金により県内産業の競争力を高めるといった意味もあると思います。大いに期待をしておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、富山湾の環境に適した養殖技術の向上を目指して実施された磯根資源養殖技術向上研究について伺います。

富山湾の環境回復やブルーカーボンの視点を取り込んで、海の再生と地域の再生を一体で進めるプロジェクトへ拡張することなどを期待しております。

そこで、こうした研究によってどのような技術的進展があり、漁業者や若手の担い手に対してその効果が還元されているのか、津田農林水産部長に伺います。

津田農林水産部長 磯根資源の養殖は、漁業者の新たな収入源として県内の漁協で実施されておりますが、近年はブルーカーボンを介した環境保全にもつながるものとして注目されており、今年度からは魚津漁協など県東部の漁協により、海藻の付加価値向上と環境保全を目的としたプロジェクトも開始されるなど新たな動きも出ております。

御質問の磯根資源養殖技術向上研究につきましては、ガゴメ昆布やクロモなどの海藻類の効率的な生産やイワガキ養殖の事業化に向けた研究で、令和6年度から8年度までの3か年計画で実施しております。

現在の進捗状況としましては、同じ1つのロープにガゴメ昆布とクロモの種苗を植え付けて同時に育てる技術の開発や、海中においてガゴメ昆布が効率よく成長するための時期などの特定を行いました。また、イワガキにつきましては、これまでの研究により天然よりも早く、3年で出荷サイズに成長する結果等も得られております。

一部の漁協からは、このような研究成果を活用して新たに養殖を実施したいという要望があったことから、県として今年度は5年に一度の漁業権切替え時期ではございませんが、それを待たずに手続を進め、今月18日に朝日町漁協と魚津漁協に対して新規に免許したところです。このほか若手漁業者を中心に養殖を検討している漁協もあると伺っております。

このような取組が海の再生や地域の再生につながると考えており、引き続き磯根類養殖の推進につきまして、漁業者と一体となって取り組んでまいります。

佐藤委員 富山県は昆布の消費が大変多い県でありまして、私も富山へ来てからこれほど昆布が好きになるとは思っていませんでしたが、北海道の昆布が取れなくなっているということで、そういった研究を通して富山でもできるよう

になれば、なおさらすばらしいと思っています。いろいろな業者が富山県内にはいらっしゃいますので、ぜひとも、こうした期待も抱って、力強い後押しを頂きたいと思っています。いずれにしても未来へつなげるということで期待しております。

次に、子育て、健康、福祉政策について5点伺います。

初めに、子育て支援ポイント制度事業についてです。子育てを地域で支える文化を根づかせることが重要であり、そのため市町村が行う独自のポイント制度との重複の課題も踏まえつつ、地域通貨的な仕組みや地域子育て支援ネットワークとの連動を図るなど、子育て支援は経済的支援と地域のつながり支援の両輪で進めるべきであると考えております。

そこで、子育て支援ポイント制度事業について、子育て世帯の経済的負担軽減による地域での子育て支援サービス等の利用促進への寄与をどう評価し、今後の展開をどのように進めるのか、川西こども家庭支援監に伺います。

川西こども家庭支援監 子育て支援ポイント制度事業は、従来の子育て応援券制度から支給額を拡充しまして、昨年10月から1歳半児に一律3万円のとみいくデジタルポイントを配付しております。本年10月現在で4,774人にポイントを付与しまして、有効期間は申請から2年間でございますけれども、既に金額ベースで6割の利用率となっております。

また、このポイントで利用できる地域の子育て支援サービスは、一時預かりなど基本的な保育サービスなどに加えまして、おむつやチャイルドシート等の育児用品の購入や、記念写真、ケーキ、内祝いの購入などにも対象を拡充してきたところであります。これにより登録店舗数も年々増加して本年11月1日現在で857施設となっており、多くの地

域の事業者の皆さんに御協力いただき、運営できております。

こうした取組により、ポイント利用の拡大と利便性向上が図られておりまして、地域の子育て支援サービスの利用状況にも大きく寄与しているものと考えております。

今後とも市町村と連携し、アプリによる効果的な情報提供やポイント制度の円滑な運営により、子育て世帯への経済的負担の軽減、これを図るとともに、来年度から本格実施することも誰でも通園制度についても新たに対象とするなど、地域のつながりの中で子育て支援サービスのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

佐藤委員 私も富山市内に2人の孫がおり、そういった施策は、現場に近い市町村行政と勝手に認識していた部分もあったのですが、知事が、各市町村とチームとなって、子育て世帯に、いろいろな場でしっかりと寄り添って施策を力強く進めていらっしゃることを改めて評価をし、また、新たな事業も積極的に進めていただけることを期待したいと思っております。

次に、ＩＣＴを活用した脳卒中等医療情報ネットワーク整備事業について伺います。

この事業は、県民誰もが適切な医療を迅速に受けられる環境づくりを目的とした重要な取組でありますので、その成果を踏まえて全県的な運用、他の疾患への応用、ＡＩによる診断支援、在宅医療・遠隔診療との連携強化など、次のステージへの加速を期待しております。

そこで、脳卒中の治療開始時間、いわゆるドア・ツー・ニードルタイムなどが短縮された事例や後遺症軽減は確認されているのか。地域医療格差の是正や救急搬送の適正化への寄与はどうなのかななど、改めてＩＣＴを活用した脳卒中等医療情報ネットワーク整備事業の事業効果をどう評価

し、今後どのように進めていくのか、その展望についての所見を有賀厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 I C T を活用した脳卒中等医療情報ネットワーク整備事業は、令和 6 年度予算で本事業の実施を希望いただきました 10 病院に I C T 機器を導入したところです。

機器を導入した病院からは医師間あるいは病院間の円滑な情報共有が可能となり、治療開始までの時間短縮ができた、また、病院間の不要な患者移動を減らすことができた、手術等のための受入先の病院において患者の到着前に詳細な情報を得て、準備ができるようになったとお聞きしております。

さらには夜間や休日でも、医師が病院外から共有した患者情報を基に必要な指示を出すことができ、医師の勤務環境改善にも効果を上げているなど、システムの運用開始から日が浅いながら順調に導入の成果が現れていると受け止めております。

現場の医師からは、病院内の各診療科における I C T 機器のさらなる活用や病院間連携の強化に取り組みたいといった意見もいただいており、県としては引き続き運用状況を把握して、好事例の展開等によって医療情報共有ツールが有効に活用されるよう努めてまいります。

佐藤委員 高く評価したいと思います。来院から治療開始までの時間——ドア・ツー・ニードルタイムですけれども、やはり短いほど例えば後遺症も軽減される、1 年後の死亡率が低くなる、また再入院の割合も低くなると言われておりますので、国も当然これは進めておるわけですけれども、県民の命を守るという意味で、ぬきんでた富山県の施策となるように、さらなる成果もあげられるよう期待していきたいと思っております。

次に、「くすりの富山」薬剤師確保対策事業についてで

す。これはまさに薬都富山のブランドを維持するためにも、重要な事業であると考えております。

薬剤師確保の全体規模から見て参加者がまだ少数であり、より広く母集団を巻き込むことや、卒業や就業後の定着支援のほか、就職マッチング支援の強化が重要であると考えます。高校生の段階から理解促進の活動の拡充であるとか、県外出身の薬学生へのアプローチ、また、U I ターン支援も検討すべきだと考えております。

そこで、改めて事業の課題や評価を踏まえまして、今後どのような施策に取り組んでいかれるのか、新田知事に伺います。

新田知事 富山県でも公的病院や製薬企業などで薬剤師の採用が困難な状況が目立っております。県では、令和5年度から大学や関係者、有識者による協議会を設置し、薬剤師確保対策について検討し、大学生への働きかけや薬学部進学者の確保に取り組んできました。

大学生への取組ですが、全国の薬学部の4、5年生を対象とした県内公的病院での短期インターンシップを令和5年度から実施しております。参加者は2年間で延べ41名、そのうち県外の学生は31名と8割近くを占めています。また、病院薬剤師のキャリアイメージをPRするポータルサイトや動画、パンフレットも作成しております。令和6年度から富山大学薬学部地域枠の学生を対象とした修学資金貸与制度も設けました。

中高生への取組ですが、昨年度からこの地域枠生をアドバイザーに委嘱しまして、若い世代の視点を活用した高校生向けの薬学・薬剤師の魅力PRセミナーを3つの学校で実施しており、今後拡大していきたいと考えています。

その他、大学の薬学教育や、病院・薬局・製薬企業などの薬剤師の仕事を紹介する未来の薬剤師発掘コーナーや薬

剤師のお仕事体験学習を開催するなど、各段階に対してアプローチをしております。

このようにいろいろな事業を展開しておりますが、彼ら彼女らが薬剤師になるには時間要します。そのため令和9年度には公的病院の実態調査をしたいと考えております。今後も状況を確認し、さらなるPR方法や若い世代への取組方策について、富山大学、病院、関係団体などと連携して検討を行い、実施をしていきたいと考えます。

佐藤委員 本当に様々な施策を展開しておられますか、薬剤師になるにはやはり長い時間がかかりますし、その後、富山に来て本当によかった、また長く勤めていいと考えてもらえるように、奨学金等を返済していくとなると負担の重さもありますので、特別に負担を軽減するような富山ならではの幅広い支援等も、ぜひとも考えてもらいたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問です。障害がある方等がハローワークを通じて新たに仕事を探し始めた件数が富山県においては昨年度、過去最多であったという報道がありました。障害者の法定雇用率の引上げや人手不足も背景と言われておりますが、一方で、障害者福祉サービス事業所の閉鎖や縮小が相次いだという報道があります。

報道のとおり、障害福祉サービス事業所の運営環境が厳しく、閉鎖やB型事業所等への事業転換等の動きが見られる。これは全国的にそうですけれども、県内もそうです。障害者雇用の促進に向けて障害のある方の就労先の一つであるA型事業所を保つことは、一般就労へのステップになると考えており、就労継続支援A型事業所の閉鎖やB型等への転換の現状を踏まえて、A型事業所の安定的な運営のため令和6年度はどのように取り組み、今後どのような支援を進めていかれるのか、有賀厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 令和6年度の報酬改定後、県内では16事業所が廃止となつております。内訳として、運営が困難になったことによる廃止が7件、B型事業所への転換に伴う廃止が2件、法人格変更に伴う廃止が3件、事業譲渡による運営法人の変更に伴う廃止が1件、利用者の減少や利用者がおらず、もともと休止していた事業所の廃止が3件となつたほか、廃止とはならなくとも定員を減らす事業所が4件でございました。

県内事業所の廃止に当たりましては、国の事務連絡に基づきまして廃止の1か月前までに届出はしてもらうとともに、利用者の氏名や希望サービス、異動先サービスを記載したリストを確認いたしまして、必要に応じて利用者との面談記録などの提出を求めたりいたしまして、事業所の廃止が利用者の意に沿わない事態とならないようには留意しているところです。

県では、就労継続支援A型事業所の安定的な運営のため、これまで継続的な支援を実施しておりますが、令和6年度についても、これまでに引き続いて県職員による運営指導の中で経営状況等を確認するほか、経営改善に向けたアドバイザー派遣、そして経営管理研修、生産活動の効率化に資するＩＣＴ機器導入のための支援を行ったところです。

さらに今年度については、こうした取組に加えまして新たに適切な収支管理の実現など、事業会計の適正化のための研修でありますとか、コンサルタント派遣を実施することとしております。引き続き事業所の安定的な運営を支援してまいります。

佐藤委員 パニックに陥るような就労の方々も多くいらっしゃるというお声を聞くと、やはり現場に寄り添って、もちろんいろいろな事業所も大変な御苦労をされているのは

重々分かるのですが、今ほど部長からも答弁いただきましたとおり、しっかりとサポートしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

この項の最後の質問になりますが、ドクターへリの運航については他県で運休が発生しているという報道があります。県民が安心して救急医療を受けられる体制を維持・強化していくことが大変に重要です。

そこで、ドクターへリの運航体制を安定的に継続するため、近年の出動件数の推移、運航体制の課題、令和6年度の事業執行状況を踏まえて、今後どのような点に重点を置いて取り組むべきだと考えておられるのか、有賀厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 富山県のドクターへリについては、平成27年8月から運航を開始しており、令和元年度までは出動件数自体は年間800件でございましたけれども、出動後のキャンセルが多いということが課題になっておりました。

このため119番通報の段階で通話内容から直ちにドクターへリ要請となるキーワード方式における適切なキーワードの運用でありますとか、要請エリアについて消防機関等と検証して出動要請基準の見直しを行ってきたところ、近年では年間400件から500件の出動となっております。救急車で搬送する事案との役割分担が以前より整理されてきております。

ドクターへリの運航を安定的に継続するためには、ヘリに搭乗する医師の養成がまずは重要です。本県では指導医と若手医師との2人搭乗体制で、現場活動を通じたフライドクターの養成を進めております。

また、基地病院である県立中央病院以外の協力病院の救急医にもフライドクターとして勤務いただくなど、県を挙げた運航体制を構築してきておりまして、引き続きこう

した体制の維持に努めていきたいと思っております。

また、安全確保が何よりも大切です。本年4月の他県での不時着水事故を受けまして、運航会社における操縦士の確保と乗務管理や機体の点検等の強化はもちろんのこと、フライトドクター、ナースに対する講習会の実施、運航後の医師、看護師、操縦士等による振り返りを毎日行うなど安全確保に努めております。

佐藤委員 部長の力強い答弁がありましたし、そういう体制を丁寧に進めているということも分かりました。ドクターへりは、本当に救える命を救う、公明党が他党に先駆けて導入を主張して全国的な配置をしてきた事業ですので、ぜひとも我が県もこれを維持していっていただきたいと思います。

次に、共生社会の構築について2点伺います。

県営住宅を活用した学生居住支援モデル事業について伺います。

この事業は空き住戸対策、地域コミュニティー再生、若者定着促進の3つの政策目的を兼ねた新しい取組であると認識しております。地域ぐるみで若者を支える共生型の住まいづくりこそ、これから県営住宅政策の方向性であると考えております。

そこで、改めてこの事業が学生にとって経済的、心理的な支援となつたのか、入居状況や地域交流の実績などの効果検証を踏まえ、令和7年度はどのように取り組んでいるのか、金谷土木部長に伺います。

金谷土木部長 県営住宅を活用した学生居住支援モデル事業は、自治会活動の活性化や大学生の居住支援を目的として、自治会活動への参加を条件に空き住戸に必要な整備を行いまして、低廉な家賃で提供するものです。

令和3年度に開始いたしました太閤山団地では、県立大

学の学生を対象に、令和6年度、7年度は5戸を提供しております。学生の家賃は経済的支援となるよう可能な限り低く設定しておりますが、用意した5戸は満室となっております。

条件としております自治会活動などへの参加につきましては、団地内の除草、防災訓練、敬老会行事への参加などが報告されております。中には学生が自ら団地内の階段室を清掃する活動が報告されたところあります。これらの活動は、親元を離れて暮らす学生にとっては地域の大の方々と交流する機会になります。一方、自治会の活性化にもつながるものと考えております。

今年度からは、富山大学にも提案をさせていただきまして、五福団地、石坂団地のトータル5戸で学生を受け入れており、いずれも満室となったところあります。

引き続き、学生の経済的支援と高齢化が進む自治会活動により一層自発的に取り組まれまして活性化が進むよう、自治会や大学とも協力しながら進めてまいりたいと考えております。

瘧師副委員長 佐藤委員、持ち時間が少なくなっていますので質問は簡潔にお願いします。

佐藤委員 もちろん学生に負担がかかるようなことを求めているわけではありませんし、誰にでもということではなくて、何人かでもその地域の活性化に取り組んでいただけようお願いいたします。地域においては1人でも2人でも若くて、やる気のある方々が身近にいるのが本当に希望になりますので、ぜひ県がこういったノウハウを市町村等にも提供し——市町村等も大変空き家、空き部屋が多くなっておりますので、導入が進むよう検討していただければと期待をしています。

最後の質問になりますが、夜間中学の設置をめぐっては

我が党の強力な推進で教育機会確保法が2016年に成立しました。夜間中学の設置などが自治体の責務として規定されました。本県では令和9年度に雄峰高校での開設を目指していると承知しておりますが、富山県教育大綱への位置づけの整理や夜間中学に通う生徒への経済的支援、生活や学習支援なども検討していくべきであると考えております。

そこで、夜間中学の設置に向けた調査検討事業の結果や認識された課題を踏まえ、生徒への支援も含め今後どのような方針で設置を進めていくのか、廣島教育長に伺います。

瘧師副委員長 廣島教育長、答弁は簡潔にお願いします。

廣島教育長 夜間中学につきましては、誰一人取り残すことなく全ての多様な生徒にとって包摂的かつ公平で安心して学び続けることができる県立夜間中学を基本理念に令和9年4月に県立雄峰高等学校内での開校を目指して準備を進めています。

こうした中、私どもでは第3期富山県教育大綱を策定中です。素案におきましては、夜間中学を多様な学びの機会の確保の場と位置づけておりまして、一人一人の様々な背景や困難な状況にかかわらず、学び直しを希望される方が安心して学べる場を保障しますとともに多様なニーズに応え、その学びの実現を支える学校運営を目指します。

これを目指していきますには、まず入学者のニーズを詳細に把握することが重要になります。入学者のアンケート、また説明会等を通して生活面では相談体制、学習面では教科指導や進路指導に取り組むこととしております。また、御指摘の経済的支援については、先行しております他団体の状況も調べてまいります。

瘧師副委員長 佐藤委員の質疑は以上で終了しました。

山本委員長 安達委員、あなたの持ち時間は40分あります。

安達委員 早速質問に入らせていただきます。

先ほどから皆様からも質問がありました、能登半島地震からの復旧・復興について、まずお伺いします。

昨年1月に発生しました能登半島地震については、県当局には、令和6年度、数次にわたって補正予算も編成され、また、新規事業や既存事業の拡充などにより、スピード感を持って対応に当たってこられたと考えております。もちろんまだまだ課題はありますけれども、関係の皆さんのお力もあり着実に復旧が行われてきたと考えております。

しかしながら被災者の方々の生活や地域コミュニティー、経済及び産業については、現在においても震災前の元どおりに戻ったとは言い難く、まだまだ長い時間を要するものだと考えております。一方で震災支援のメニューも期限を迎えてきているものが少しづつ増えてきております。

今後とも被災市と連携しながら、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援の実施と継続に努めるとともに、さらなる復旧、そして何より創造的復興に向けて息の長い取組が必要だと考えますが、復旧・復興ロードマップの進捗状況と震災被害復旧・復興予算の執行状況について、新田知事にお伺いをいたします。

新田知事 能登半島地震からの復旧・復興について、これまでも随時ロードマップの見直し点検を図りながら、被災市町村とも連携し住宅の復旧、被災者の生活再建支援、公共土木施設等の速やかな復旧など取組を進めてまいりました。

また、液状化対策を加速させるために市町村とワンチームとなって面的整備に係る支援策を創設し、新たに生じる課題に対しても適時適切に対応を進めているところです。

そこで、令和6年度主要施策報告書に記載した令和6年能登半島地震からの復旧・復興の予算額は約422億円です。これに対しまして決算額は約150億円で、そのうち災害復旧費関連が約100億円と決算額150億円の3分の2を占めて

いることから、公共インフラなどを中心に復旧が着実に進んでいるものと認識をしております。

一方で、他事業との調整に時間を要したことなどから、予定どおり進捗しなかった事業もあります。このため、制度上繰り越せる部分は繰り越し、令和5年度補正予算の未契約分など、繰り越せない部分は不用額として計上したことも影響しまして、繰越額は139億円、不用額が133億円となっております。必要額は今年度予算でも再計上しており、引き続き着実に進めていくことが重要と考えます。

また、今なお自宅に戻れずお困りの被災者もおられます。これを踏まえて、被災された方に支援が届かなくなることを防ぐために被災市とも連携し、国と協議を重ねた上で賃貸型応急住宅の供用期間の2年から3年への延長、また、住宅の応急修理完了期限のさらなる延長など、きめ細かく対応してきたところです。

引き続き復旧・復興を最優先に国や被災市町村等と連携を緊密にしながら、被災者一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えます。

安達委員 復旧から次の復興に向かって、これから徐々に歩みを進めていくことになると思いますので、被災市、そして被災者に寄り添ってサポート、連携をしていただきたいと思います。

次に、問2、物価、人件費の上昇についてお伺いいたします。

まず指定管理施設の指定管理料についてです。

県では、62施設について指定管理の形を取っておられますが、指定管理では基本的に3年程度の期間で——中には5年間のものもありますけれども、契約をしています。

ただ、ここ数年を見るとどんどん物価が高くなってきております。そうなると契約したときと人件費等々随分と変

わってきているのではないかと考えますが、どの程度契約変更があったのか、また、もし変更がなかったとすれば、ほかの形での支援等は行ったのか、田中経営管理部長にお伺いいたします。

田中経営管理部長 指定管理者制度は民間事業者等の有するノウハウを活用することによりまして、多様化する住民の皆様のニーズに効果的かつ効率的に対応していくことを目的として導入しております。

その中で指定管理料は、施設の管理運営に必要な経費について、それまでの実績等を勘案して積算してきており、令和5年度からは昨今の人件費や物価高騰が続く経済情勢に鑑みまして、人件費や再委託費その他の経費ごとに客観的指標に基づく将来の賃金・物価上昇率等を加味して算出した変動率を複数年にわたって乗じまして、期間中の賃上げ等にも対応できるよう上限額を設定してしております。

また、指定管理期間中にありましても、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合、また、災害等の予見可能な範囲外の事案が発生した場合などは、その影響額を適正に算定した上で、県と指定管理者が協議して指定管理料を変更しております。

これまでも複数年の物価上昇率等を加味していない令和4年度以前に公募した施設につきましては、物価高騰対策といったしまして令和4年度は53施設、令和5年度は45施設の変更増額を行ってきておりまして、御指摘のありました令和6年度におきましても、30施設の変更を行いまして、総額2億6,000万円の物価高騰対策支援を行ったところです。

安達委員 今ほど御説明のありました令和4年度以前につきましては、価格を増やしたということですけれども、それは人件費も含めてになりますか。

田中 経営管理部長 指定管理料の積算をする際には人件費や再委託費など、それぞれに対して積算を行っているところです。

一方で人件費高騰につきましては、指定管理期間中の部分は、これまで指定管理料は変更をしてきていないという状況です。

安達 委員 そうすると令和5年度以降については、そうしたものも変更しながら対応していくという認識でよろしいですか。

田中 経営管理部長 これまでということで申しますと指定管理期間前に指定管理料を積算する際には、人件費の高騰分や物価高騰分を見てきました。ただ、これまで指定管理期間中の変更は、物価高騰分についてはしてきておりますけれども、人件費高騰分についてはしていない状況です。

人件費高騰分につきましては、まずは指定管理料の適切な反映を進めていくことが重要と認識しておりますけれども、昨今、指定管理期間中でありますても、人件費の高騰などが社会経済情勢の急激な変化として起こっている状況ですので、今後、施設管理に重要な影響を及ぼす可能性があるならば、そういう状況を適時適切に見極めてまいりたいと考えております。

安達 委員 ここ数年、急激に人件費が上がっていまして、直近5年では最低賃金でも149円、直近3年で90円も上がっています。そうするとこの期間中に当初契約したときと全く価格が違ってきてているのが現状だと思いますし、それが見直されないとなると、事業者の方々、委託業者の方々がその分を負担しなければいけない。その分事業、経営を圧迫することにつながると思っておりますので、今後はしっかり柔軟に対応していただきたいと思っております。

次に、特別支援学校で運行を委託されているスクールバ

スについてお伺いします。

物価高騰の中、価格改定が追いつかず、これも大変安い価格で委託されていると聞きます。支援学校にとっては、スクールバスがないと通学できない子がたくさんおります。安心して快適に学校生活が過ごせるように、そして通学ができるよう各事業者も人手不足、物価高騰の中で大変余裕がない状況なので、現下の賃金水準等を反映するなど実勢価格を考慮し、外部委託業務を安定的に保つため適正な設計額の設定が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、廣島教育長にお伺いをいたします。

廣島教育長 県立学校の運営における外部委託業務の予算につきましては、国の労務単価を参考とするなど、物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえて必要額を確保しますとともに、発注に当たりましても事前に賃金水準等を調査し、適切な設計額の設定に努めています。

その中でも委員御指摘の特別支援学校で運行委託をしている通学バスにつきましても、国土交通省が示されております貸切りバスの値上げ率ですとか、バス事業者からの参考見積りを勘案した予算の確保に努めているところです。

しかしながら、バス事業者の方々にとっては利用する児童生徒数や運行ルートが毎年変動するため、見通しを立てづらいこと、加えまして、登下校時間帯だけに限った短時間運行となる、通学バス特有の事情がございます。車両を他の業務に活用しにくいといった事情がございます。特別支援学校の通学バス特有の事情が課題となり、円滑な業務委託がスムーズに進まない事例もあったところです。

県教育委員会といたしましては、今後も引き続きまして物価や賃金上昇の影響も踏まえた必要な予算額の確保に努めますとともに、特別支援学校の通学バスにつきましては、例えば入札スケジュールを早めて予見しやすくしたりする、

学校現場からや事業者からの意見も丁寧に把握しながら、委託業務の安定的な実施に取り組んでまいります。

安達委員 これにつきましては先ほども申し上げたように、通学バスがないと登校できない児童生徒の方がたくさんいらっしゃるわけです。一方で事業者は今運転手不足や燃料費の高騰もあって大変苦しい状況でやっている中で、県が提示する価格が全然釣り合わない。

今ほど国土交通省の見積りを参考にしているというお話をありましたけれども、現場では、全然釣り合わない、これではやっていられないという声が聞こえてくるのが実情ですので、もっと実勢価格に見合った価格設定をしていただきたいと思いますし、これだけ物価が上がっているので、物価上昇率も加味しながら積算をいただきたいと思っております。

次に、問3、県行政の円滑、効率的な運営についてお伺いします。

毎年のように指摘されていることですけれども、近年の公共事業の繰越額は、大変高い水準で推移しております。土木部としては予算の円滑な執行のためにどのように対応しておられるのか。特に近年は災害等もありましたので、そちらのほうが忙しいということも分からぬわけではないのですけれども、これは全県全てが関係をしているわけではなくて、地域によって濃淡があるわけであります。

主要県単独事業では、令和元年度の翌年度への繰越額が51億円がありました。それが、例えば昨年、令和6年度は約60億円が繰越となっておりますし、一昨年は66億円が繰越となっております。繰越額がどんどん増えてきております。

先ほどからの質問にもありましたように、昨今は人件費、資材、燃料などあらゆるもののに物価が上昇しているにもか

かわらず、繰越額が増えてきているのはどういうことなのか。どういうことが原因だと考えられるのか。また、その改善策はどのように考えていらっしゃるのか、金谷土木部長にお伺いします。

金谷土木部長 今ほど御紹介いただきましたとおり、令和元年度以降の土木部における主要県単独事業の繰越については、令和元年度と令和6年度を比べますと約8億円ほど増えております。そして、令和5年度には15億円ほど増えております。令和5年度がこれだけ大きかったのは、1月に地震関係の補正予算を組んだものが丸々という形で繰り越したものでございます。

一方、一般公共事業と主要県単独事業を合わせた額で見てみると——これは災害復旧、国の災害査定を受ける災害復旧を除いた額になりますけれども、令和2年度の384億円をピークに少しずつ減らしております、令和6年度から7年度への繰越額は274億円となっております。

春先の工事量を確保するなど施工時期の平準化を図りつつ、繰越額を縮減するために工期1年末満の債務負担行為やゼロ県債の設定などに努めています。また、早期に繰越明許費の設定をすることで年度内に前払い金などを執行いたしますほか、次年度の工事がより円滑に行えるよう努めています。

一方、国の経済対策に伴う補正予算につきましては、年度内の執行期間がどうしても短いため、繰越明許の設定を行うこととしておりますが、予算が成立次第早期に発注計画を策定し、適切な発注に努めています。受注環境も十分踏まえた上で、施工時期の一層の平準化と円滑な執行に努めてまいります。

安達委員 主要県単独事業と一般公共事業を合わせれば若干減っているという話でありました。一般公共事業について

は国からの交付金ということもありますので、国の予算をどれだけ取ってこられるかという話であります。

一方で、主要県単独事業については、地域の要望が強い事業に使っていくものと思っていますし、我々自民党議員会でも主要県単独事業で幾ら予算を獲得するかということに、非常に力を入れているところでありますけれども、比較的事業規模の小さい主要県単独事業でどんどん繰越しが増えていっている。

ましてや物価が下がっていて繰越が増えているならまだしも、物価が上がっている中で繰越額が増えているということは、事業数が相当減少しているのではないかと懸念をしております。このことについてはどのようにお考えなのか土木部長にお伺いします。

金谷土木部長 県単独事業のニーズが高いことは十分承知しておりますし、早期実施に向けた対応として、我々としても速やかな執行と速やかな実施に努めているところです。

ただ、やはりどうしても年度末あるいは年度当初の事業量を確保したいという気持ちも一方で働きながら、平準化に努めておるところであります。

地震の対応があった年は、少し特異な時期ではありますけれども、引き続きニーズに応えつつ、繰越額を少しでも減らすよう努めてまいりたいと考えます。

安達委員 もちろん繰越しをしては駄目という話ではなく、繰越しも大変大事だと思っております。工事の平準化という点では大事だと思っていますけれども、物価が上昇している中でなぜ繰越額が上がっているのか、事業量が相当減っているのではないかと懸念があり、質問させていただいたところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、県主催のイベント等の集約についてお伺いします。

まず初めに、川津知事政策局長に県が主催するイベントや催しは、どの程度の数があるのかをお伺いします。

川津知事政策局長 県主催のイベントの実績のお尋ねですが、知事政策局では府内の各部局と連携いたしまして、どうやって情報発信するかということを中心に取り組んでおりまして、こうした取組の一環といたしまして、伝える予算を調査しております。

こうした中で100万円以上の比較的大規模なものについて取りまとめております。大変幅広いのですが、そのような比較的大きいイベントの事業は32件となっております。

安達委員 32件ということで、数だけ聞けばそこまで多くないのかなと思いますけれども、一方で比較的大きいイベントがそれだけあるということです。

我々もいろいろな催物——イベントの御案内をいただきますけれども、たくさんあります、なかなか全てのイベントには、出たくても出られない状況であります。せっかくいい取組やイベントをされているのにPR不足や、周知がされていなくて来場者が少ないというイベントもあります。

そこで、幾つかのイベントを部局横断で合同で行うことによって、または複数回——例えば春と秋に開催するなど複数回開催することによって、より効果的、効率的な情報発信ができるのではないかと考えます。

また、PRについても2つを1つ、3つを1つにすることによって、よりPRに金額をかけられることによって多くの皆さんに御来場いただけるのではないかと考えています。

イベントの統廃合や合同開催について、どのように考えているのか川津知事政策局長に御所見をお伺いします。

川津知事政策局長 委員御指摘のとおりイベントの開催や情

報発信に関して、効率化することは大変重要だと考えております。

このため今年度の予算編成での事業見直し、再構築の徹底の一環といたしまして、これまで別々に開催しておりました森林関係のイベント、具体的にいいますとやま森の祭典、とやま木育フェア、とやまの森づくりボランティアの集いの3つを合同開催に統合しております。また、PRの観点では、エシカル消費のPRにつきまして、広く一般県民向けに行っていた広告やシンポジウムを廃止いたしまして、メインのターゲットであります児童生徒向けに重点化してPRを行う形での再構築も行っておりまして、効果的な情報発信、イベントの際の統合というものは大変重要であり、進めているところです。

安達委員 ぜひとも少しでも多くの皆さんに参加していただく、そして、いろいろなPRの機会でありますので、触れていただかういうことが大変大事だと思いますので、積極的に進めていただきたいと思っております。

次に、農林水産部や生活環境文化部など一部所属について県庁舎外での業務が続いております。庁舎外にいることで生じる費用も含め現状をどのように認識し、今後の県庁舎への移転をどのように考えているのか、新田知事にお伺いいたします。

新田知事 現在、県の防災危機管理センター建設に伴って必要な県庁舎本館改修のため、農林水産部などを移転させています。訪れる県民の方には複数の部局を訪問する際に、別の建物に移動していただく必要があるなど、御不便をおかけしていることは申し訳なく思っています。

県庁舎本館は昭和10年の完成から90年が経過し、文化的価値が高い建築物である一方、老朽化が進んでおりまして、今後の県庁舎の在り方について検討が必要となっています。

このため県では今年度、県庁周辺エリア活性化の観点から県庁舎本館を複合的に活用する議論を進めています。また、モデルオフィスを整備し執務環境の改善を試みるとともに、持続可能な行政機能の在り方や職員の働き方、人材の確保など様々な観点から検討を進めています。

現時点では近隣の民間ビルに移転中の部局については当分の間、現在の場所で業務を続していくこととしています。移転期間中は賃料が発生していることも認識した上で、今後、県庁周辺エリアの観点を踏まえつつ、時代に即した執務環境の整備、改善を研究しながら、新しい時代にふさわしい県庁舎の在り方について検討を進めていきたいと考えております。なので委員御指摘のところですが、当面移転は考えていませんということでございます。

安達委員 いつまでこの状況を続けられるのでしょうか。例えば今、県庁舎の在り方について、また県庁周辺について、どのようにしていくか検討を進められていることはよく承知をしておりますし、私自身、かねてから県庁舎の利活用について提案もさせていただいているところであります。

しかしながら、この話は、5年後、10年後にできるという話ではなくて、もう少し長いスパンの話だと考えております。その間ずっと農林水産部などを外に出したままにしておくのか。

これは先ほど知事もおっしゃいましたけれども、経費がかかっている話であります。昨年の決算特別委員会の要望指摘事項でも挙げさせていただいたところですけれども、「丁寧に検討してまいりたい」とのことであり、今の知事の答弁でも当面は考えていないということでした。

これが、例えば知事のポケットマネーで家賃を払っているのならば文句も言いませんけれども、県民の税金で払っているものでありますし、利用者である県民の皆さんも、

農林水産部がいつまでたっても離れ小島にいることについて、どうしてこんな状況なのだと不満を持っていらっしゃいます。

また、農林水産部の皆さんも、私が予算特別委員会で昨年質問させていただいたときは大変喜んでいただきました。ぜひ戻していただきたいというお話を頂いたところであります。こうしたこともあるって、移転していて誰が得をするのか非常に疑問なのです。ですので、これだけしつこく言っているのですけれども、経営管理部長、家賃、テナント料は毎月幾らかかっているのですか。

田中 経営管理部長 富山興銀ビルと第2富山電気ビルディングの2か所ございますけれども、賃料と共益費を合わせまして富山興銀ビルは一月約345万円、第2富山電気ビルが一月225万円となっております。

安達 委員 1年間で6,000万円以上かかっている。移転してから、もう実に7年間です。このまま、当面考えていませんということになれば、10年間は軽く超えるとすれば6億数千万円です。さらにもっと長い期間、県庁を新しくするまで移転しないとなると、10億円を超える額を使うことになるわけです。仮に県庁に場所がないのならば分かりますけれども、実際4階の大部分が空いているわけです。

3年ほど前に聞いたときには、アスベストなど環境、エコの関係でという話がありましたけれども、工事はやろうと思えばすぐできるわけであります。6億円になるのか10億円になるのか分かりませんけれども、これだけの金額を使って今の場所に置いておくのは、誰が得をするのか、誰も得をしない話ではないですか。知事、どう思われますか。

新田 知事 今、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会で、人口減少など社会情勢の変化、県民ニーズの多様化などの的確な対応が求められる中で、持続可能な行政サービス

の在り方を未来志向で検討中です。

それから、県庁舎の在り方の検討会では、県庁周辺エリアの基本構想の検討を踏まえながら、外部有識者を交えて検討中でございます。

それから、県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会において、県庁周辺——富山市の、また富山県の一等地でありますから、これをどう有効活用していくかということを、これも真摯に丁寧に議論しているところでございます。これはいろいろな要素が絡みますので現時点で、では、いつどうなるのかということは言えないと思います。

安達委員 それは分かります。そういう検討をされていることは分かってますが、それがいつになるのか、要は計画をいつまでに策定されて、実際建設するということになるとまた時間がかかるわけでありまして、10年になるのか15年になるのかということ話をしているのであります。

ただ、農林水産部を戻すことに関しては、やろうと思えばすぐにできる、逆に戻したから、何か不都合があるとは考えられない。県庁舎の中でいまだに皆さんお仕事をされています。実際お仕事をされていて、実際部屋が空いるところに入れることに何の不都合があるのか、戻すだけなのに何の不都合があるのか。新たに何か物を建てろとか増築しようということになると、今後また二重に費用がかさむということにつながるかもしれませんけれども、そうではなく少し手をかければすぐ戻すことができるので。

今、知事のおっしゃっていることは、来年再来年にできる話ではないという話なので、これ以上質問すると時間がありませんので、また改めてすることにしたいと思いますけれども、よくよくお考えをいただきたいと思っております。

次に、地域の活性化と県土の保全についてです。

地域住民による堤防草刈制度について、現在県では河川の堤防の草刈り等を地域住民や様々な地域の団体の皆さんに依頼されておられます。この報償草刈制度についてその活動実績を踏まえ、活動継続に向けた担い手の確保にどのように取り組むのか。実際それぞれの地域、特に中山間地域では、高齢化が進んでおります。

これまで地域の皆さんが、実際報償費は頂いておりますけれども、ボランティアに近い形でやってこられた草刈りでありますけれども、だんだんと高齢化そして人手不足に伴ってできないという地域が増えてきていると聞いております。できないけれども、もうちょっとやってくれと言われて何とか踏ん張って、では、あと数年だけ頑張ってやろうといって、やっていらっしゃる地域もあると思いますけれども、こうした担い手の確保、それから活動継続に向けてどのように取り組んでいくのか、金谷土木部長にお伺いをいたします。

金谷土木部長 河川の堤防の草刈りについては、全体の8割を超える面積を、今ほど御紹介いただきました報償草刈制度で実施をしておるところです。活動の実績は、5年前の令和元年度と比べますと面積はほぼ横ばいですが、団体数は6.1%減っており、参加者数は12.9%減っております。

御紹介いただきましたとおり、負担の軽減というのは課題だと思っております。そのために昨年度、令和6年度からはラジコン型などの草刈りの機械を無料で貸し出すことを始めおります。令和6年度は14団体、そしてチラシの配布や貸出し期間の改善に努めた今年度は、20団体で活用をいただいております。

今年度に入りましてから長年愛護ボランティアなどを行っている団体に感謝状を贈呈するとともに、皆様の意見を

聞かせていただくことで制度の課題把握を始めたところでございます。各団体の皆様からはやはり先細りが心配されております。機械を扱える人が減っている、それから高齢者が増えて、後継者がなかなか育たないという課題が報告されております。

まずはラジコン型の草刈り機械の利用拡大に一層取り組んでまいりたいと思っております。そして、堤防草刈りに関する情報発信なども活用して、地域の河川堤防の草刈りなどを自分のこととして捉えていただいて、協力していただけの方が増えるように取り組んでまいります。

安達委員 しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、これだけ高齢化が進んでくると、なかなかやろうと思ってもやれないところも出てきていますし、先立つものがないとというところもありますので、報償費の単価の増額についても、最近物価が高騰しておりますので引き上げていく——昨年度には1円引き上りましたけれども、もう少し引き上げていただいて、感謝状もよいですけれども、お金の部分——このお金は別に住民の皆さんの中に入れるわけではなくて、それを使って地域活動をされていく費用に使われている地域が多いと思いますので、こうしたことでも検討いただければと思うのですけれども、土木部長にお伺いをいたします。

金谷土木部長 御紹介いただきました報償草刈りの単価については令和5年度になりますが、他県の状況も参考にしながら単価を1円増の1平米当たり32円としたところであります。

その根拠としたのは、機械に用いますガソリンの単価が以前に改定した平成9年度の当時、1リットル当たり100円から50円アップの150円に上昇していたことを反映したものでございました。引上げにつきましては、今は

ど申し上げた各種団体からも意見を伺っておるところであります。

ただ、単価改定した令和5年度からガソリン単価の上昇幅を考えますと、現時点では直ちに単価を引き上げる段階ではないのかという状況でありまして、物価変動等の動向はしっかりと注視をしてまいりたいと考えております。

安達委員 上がっているのはガソリンだけではなくて人件費も上がっておりますし、草刈り機の値段も上がっておりまして、そうしたことにもしっかりと考えていただきたい。もし、地域でやれないということになると、業者に頼むこととなり、桁違いの経費がかかるわけでありますので、しっかりと考えていただきたいと思います。

次に、富山空港の活性化についてお伺いしたいと思います。

富山空港の活性化については、飛騨高山地域との連携が大変重要であると考えております。これまでの取組と今後の対応について、田中交通政策局長にお伺いをいたします。

田中交通政策局長 飛騨高山地域との連携については、飛騨高山エリアの需要を取り込み、空港の利用促進につなげていくことが重要であるため、全日空富山支店や富山空港に就航している国際線の運航会社と共に、飛騨高山の自治体や経済団体、旅行会社等を訪問し、PR活動を行っております。

また、訪問した飛騨市や高山市に協力いただき、両市に居住している方の空港利用を促すキャンペーンを実施したほか、現在も岐阜県民を対象とした富山空港の利用促進キャンペーンを展開しております。さらに西日本各地で実施しているエアポートセールスにおいても、飛騨高山へも近い位置にある富山空港の利便性をPRしております。

富山空港は来年4月からは混合型コンセッションの導入

となりますが、選定した運営権者との間においても、近隣県との広域連携が重要であるとの認識を共有しております。県としましては運営権者が持つ民間としての強み、ノウハウも生かしながら、空港の活性化に取り組んでまいります。

安達委員 さらに利便性の向上を行っていただきたいと思いますけれども、一方で東京便については、令和元年度比でまだ67%と利用者の数がとどまっているところあります。これを向上させていくためには、県職員の出張利用等についても、あまり価格や時間が違えば新幹線がよいのかもしれませんけれども、積極的に活用していくべきではないかと考えております。武田議長にお伺いをしたら、飛行機で行きたいと言ったところ、事務局から駄目ですと言われたことがあったとのことでした。

県が利用促進事業等に取り組み、民間と共にさらに利用促進に努めようと言っているのに、県庁職員や我々議員が飛行機を使っては駄目と言わると、県はどっちを向いているのか分からぬわけでありまして、県庁職員においても、「隗より始めよ」ではありませんけれども、しっかりと取り組むことが必要だと考えますが、田中交通政策局長にお伺いいたします。

山本委員長 田中交通政策局長、答弁は簡潔に願います。

田中交通政策局長 羽田便を利用した職員の出張に係る旅費につきましては、条例において「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」ことが原則とされております。早期に予約した際など、新幹線と比べ経済的な運賃が利用可能な場合などは飛行機の利用が可能となります。このため毎年度当初にこうした内容を各部局に通知しますとともに、所属長を通じまして積極的な利用を要請しているところであります。

現在の運賃体系では、富山と首都圏の間において飛行機

が新幹線に比べて経済的となるのは、今ほど申し上げましたとおり早期に予約した際などに限定されていることが課題と考えておりますが、羽田便を乗り継ぎ四国や九州方面をはじめ遠方に出張する場合には時間的に効率的となることが多いため、飛行機の利用をさらに促すことができると考えます。

A N A ホールディングスとの間で締結しております包括連携協定に基づき、羽田空港の乗り継ぎ利便性が向上し、富山空港から各地の空港間では午前中に到着可能なダイヤとなっております。今後こうした点も踏まえ、職員の出張における積極的な利用を促してまいります。

山本委員長 安達委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって本日の総括質疑は全て終了いたしました。

終わりに、本委員会の運営に終始御協力を賜りました議員各位、県当局並びに報道関係の各位に対し、深く敬意を表します。

これをもって本日の決算特別委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

決 算 特 別 委 員 長 山 本 徹